

市民を主役に
互いを認め合い 支え合うまち

浜田市地域福祉計画

平成 20 年 3 月

島根県 浜田市

はじめに

近年の急速な少子高齢化や核家族化、個人の生活様式の多様化に加え、本市では過疎化による人口減少の進行などにより、福祉を取り巻く環境は、大きく変化しています。このような社会情勢の変化により、家族や地域で支え合う力が弱まってきており、一人暮らしなど一人で悩みを抱えている人、虐待などへの対応など、地域における福祉のニーズや生活課題は複雑、多様化してきています。

このような状況のなか、複雑、多様化した生活課題に対して公的支援だけではなく、地域での福祉を向上させることが必要となっています。

そこで本市では、すべての市民が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の皆さんや福祉団体、行政などが共に考え、共に取り組みを推進するため、この度「浜田市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、高齢者・障害者・児童の各分野の枠を越え、地域の福祉力を高めるための行政の取り組みとともに、市民の皆さんや関係団体・事業者の皆さんに組み込んでいただきたいことをまとめたものです。

市といたしましても、本計画の「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」という理念のもと、市民の皆さんや関係団体・事業者の皆さんと連携を図り、計画の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査や市民懇話会、ワークショップにご協力いただいた市民の皆さん、貴重なご意見・ご提言をいただいた浜田市保健医療福祉協議会並びに地域福祉専門部会の委員の皆さんに対しまして心から感謝を申し上げます。

平成 20 年 3 月

浜田市長 宇津 徹 男

目 次

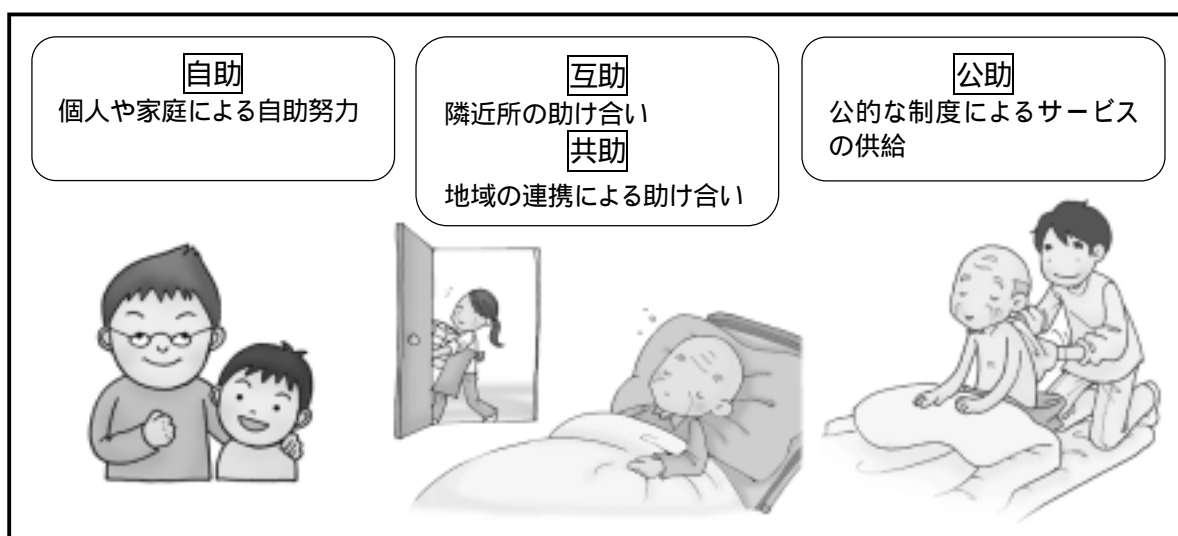
第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは何か	1
2 計画の概要	3
(1) 計画策定の目的	3
(2) 性格・役割	3
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画の期間	5
3 計画の策定体制	6
(1) 組織体制	6
(2) アンケート調査	7
(3) 市民懇話会	8
(4) ワークショップ	9
第2章 本市の現状と課題	10
1 市の概況	10
(1) 位置と地勢	10
(2) 市のあゆみと特性	11
2 人口の状況	11
(1) 人口ピラミッド	11
(2) 人口・高齢化率の推移	12
(3) 出生数・死亡数の推移	13
(4) 転入・転出の推移	13
3 世帯の状況	14
(1) 世帯数の推移	14
(2) 高齢者のいる世帯数の推移	14
4 各自治区の特徴	16
5 市民の声から	17
(1) 中学生対象アンケート調査結果	17
(2) 一般対象アンケート調査結果	18
(3) 市民懇話会	21
(4) ワークショップ	22
第3章 計画の基本的考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系	26

第4章 地域福祉推進のための施策	27
1 地域の活動に市民が積極的に参加する	27
(1) 市民の福祉意識の醸成	27
(2) 多様な人材の育成・支援	29
(3) 地区組織・団体活動の充実	31
2 利用者主体のサービスを実現する	32
(1) 情報提供の充実	32
(2) 相談体制の充実	34
(3) 権利擁護の推進	36
(4) サービスの質・量の確保	38
3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する	39
(1) 身近な地域でのつながりづくり	39
(2) 重層的な支え合いネットワークづくり	42
(3) 保健・医療・福祉と他分野との連携	44
4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	46
(1) 心のバリアフリーの推進	46
(2) 防災・防犯活動の推進	47
(3) 移動手段の確保	49
(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	50
第5章 計画の推進体制	51
1 計画の進捗管理	51
2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割	51
(1) 市民・ボランティア・NPOの役割	51
(2) 民生児童委員の役割	51
(3) 事業者の役割	51
(4) 社会福祉協議会の役割	52
(5) 行政の役割	52
資料編	53
1 公民館単位の人口及び世帯の状況	53
2 ワークショップのまとめ	54
(1) Aグループ	54
(2) Bグループ	58
(3) Cグループ	62
(4) Dグループ	66
(5) Eグループ	69
(6) ワークショップ参加者の感想	72
3 アンケート調査結果	74
4 浜田市保健医療福祉協議会規則	89
5 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	91
6 地域福祉専門部会委員名簿	92

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは何か

「地域福祉」の定義は表現の仕方がさまざまありますが、誰もが安心して充実した生活が送れるように、国民全体を対象に普遍的に実現されなければならないものを「社会福祉」とすると、地域社会を基盤として、自助・互助・共助・公助が共に地域に合った取り組みを行うことを「地域福祉」と表現することができます。



自助・互助・共助・公助が共に地域に合った取り組みを行うこと = 地域福祉

近年、この地域福祉が全国的に推進され、必要とされています。背景には、次のように福祉を取り巻く環境の変化が挙げられています。

福祉に対するニーズ¹の増大・多様化

少子高齢化や核家族化、個人の生活様式の多様化などにより、家族や地域のつながりが希薄になっています。その結果、不安やストレスなどの心の問題、ホームレス、虐待、DV（家庭内暴力）など、生活上のさまざまな課題が複雑・多様化してきています。

これまでの福祉は行政からのサービスが主体でしたが、複雑・多様化した課題に対して行政だけでは解決が困難になってきています。

¹ ニーズ
需要。要求。

現在、地域で対応が求められている問題には、次のようなことが挙げられています。

地域で対応が求められている問題

制度の狭間にある者（地域の要支援者）への対応

一人暮らし等により地域から孤立していたり、自分から問題解決ができない、あるいは自分から助けを求めない人々への対応。

既存施策では応えきれていないニーズ

一人暮らし高齢者や障害者等のゴミだしや電球の交換のような「時々」「ちょっとしたこと」の手伝い。要支援・要介護にはならない軽度障害、病気やけがによる一時的な要支援状態等にある人々の買い物や外出支援などのニーズ。

地域の意識から生まれる問題

自死遺児、難病家族など少数者への地域の差別・偏見、無理解。病院や施設からの生活移行を受け入れる地域の受け皿づくり。

総合的な対応の不十分さから生まれる問題

要介護者と精神障害者、DVと子どもというような複合的な課題のある世帯に対し、責任を持って複数の制度を組み合わせる人がおらず、一つの家庭を支えきれていない。

資料：「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」資料より（厚生労働省）

社会福祉のしくみの変化

平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正・改称され、福祉サービスの制度のあり方が、行政が行政処分によりサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する「利用制度」へと変わりました。

また、基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が位置づけられ、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国や地方自治体の責務や地域福祉計画の策定について規定されています。

新たな福祉の担い手による活動の活発化

平成 10 年に「特定非営利活動促進法」が制定され、市民活動団体が法人格を得ることにより、その活動を促進する施策が講じられました。これにより、まちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取り組みが今までのボランティア活動の枠を越え、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

福祉の地方分権化

平成 12 年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行されました。この法律により、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保しながら、市民にとって身近な行政はできるだけ地方で行うこととなりました。

2

計画の概要

(1) 計画策定の目的

すべての市民が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民・福祉団体・行政等が共に考え、共に取り組みを推進するために、浜田市地域福祉計画(以下、「本計画」)を策定します。

(2) 性格・役割

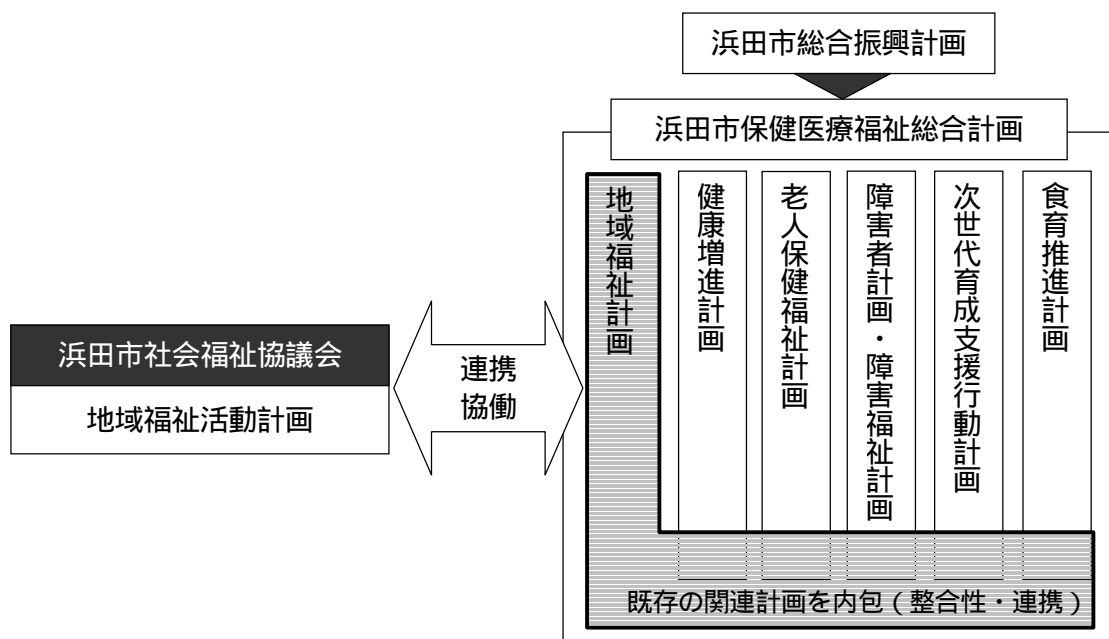
浜田市総合振興計画を踏まえ、浜田市の福祉のあり方や方向性を示す計画です。市が住民等の参加を得て、支援を要する人の生活課題の解決を図るための具体的なしくみや取り組みを定めるものです。

個別の福祉計画に掲げられた施策を盛り込むことはもちろん、個別の福祉計画に含まれない施策や現行の施策では対応が十分でない要支援者に対応する方策、地域福祉を推進するための方策についても盛り込む計画です。

(3) 計画の位置づけ

他計画との関係

本計画は社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」に規定される行政計画です。浜田市総合振興計画に基づく浜田市保健医療福祉総合計画を上位計画とするともに、福祉に関する各種個別計画と関連しています。高齢者・障害者・児童の各分野の枠を越えて、横断的に福祉施策を展開していく唯一の計画といえます。



地域福祉活動計画との関係

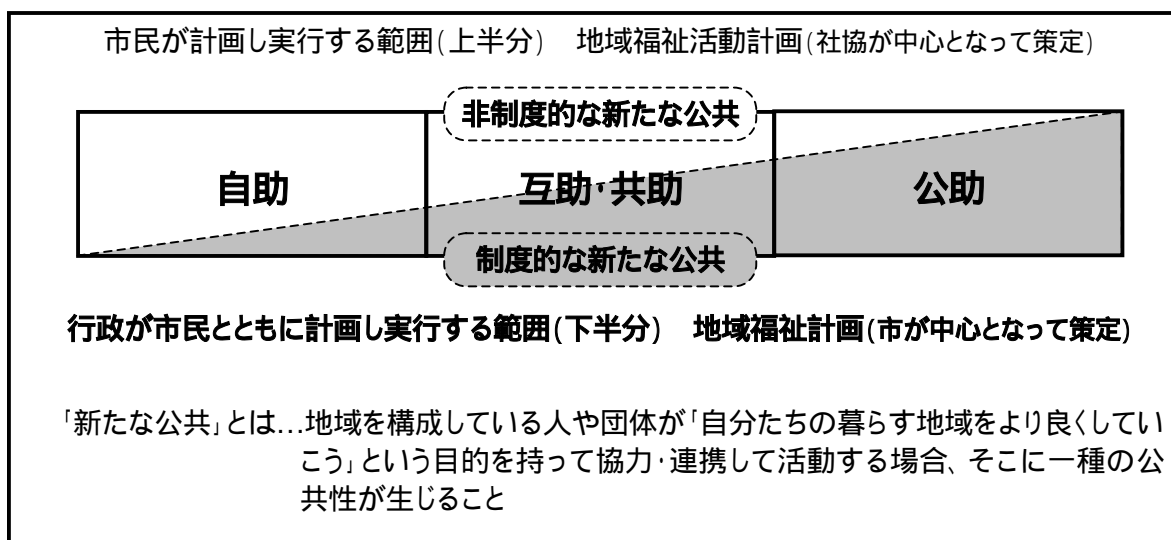
社会福祉協議会（以下、「社協」）は社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定することとなっています。

市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、理念・方向性は同じであることから、相互に連携を図る関係にあります。地域住民の声を反映させ、福祉活動の担い手として参加を得ていくためには、両計画が車の両輪のように同調して実践されることが重要となります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	公民協働で地域の課題の把握、解決への取り組みを行い、地域福祉を推進する	
内容	・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援	・民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート ²	

地域福祉計画と地域福祉活動計画、自助・互助・共助・公助の区分概念図



² コーディネート
物事を調整し、まとめること。

(4) 計画の期間

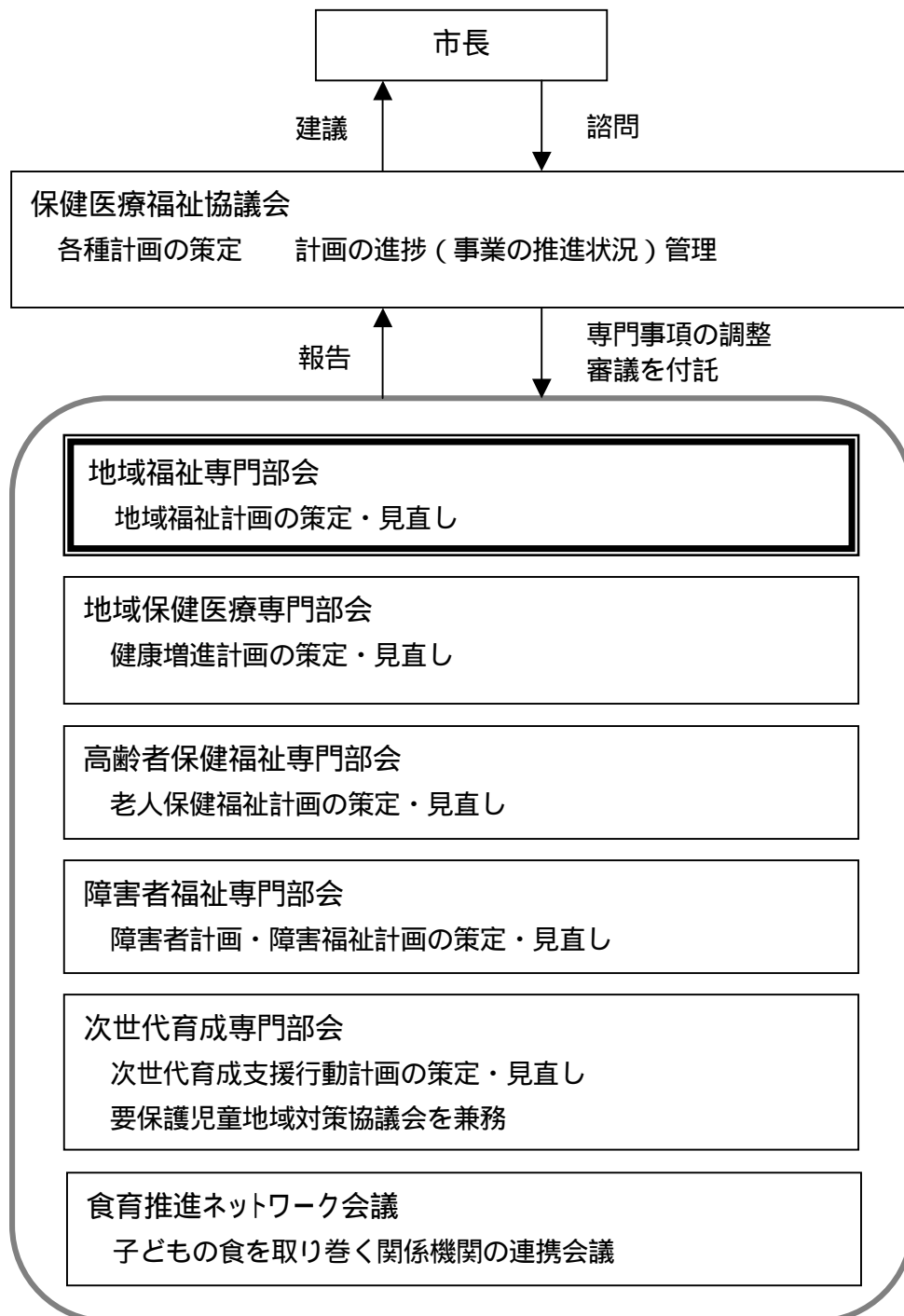
本計画の期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総合振興計画	基本構想	計画期間:18~27年度				
	基本計画	計画期間:(前期)18~22年度 (後期)23~27年度				
保健医療福祉総合計画		計画期間:20~24年度				
地域福祉計画		計画期間:20~24年度				
健康増進計画		計画期間:20~24年度				
老人保健福祉計画		計画期間:18~22年度(20年度に見直し)			次期計画	
障害者福祉	障害者計画	計画期間:19~24年度				
	障害福祉計画	第1期 見直し	第2期			
次世代育成支援行動計画		前期計画:17~21年度		後期計画:22~26年度		
食育推進計画		計画期間:20~24年度				

3 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は地域福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(2) アンケート調査

市民に身近な地域のことやボランティア活動等に関する現状を広く把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

中学生対象アンケート

調査対象者 :	市内9中学校の中学2年生
調査数 :	574名 (内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一中学校 :179名 ・ 第二中学校 :51名 ・ 第三中学校 :116名 ・ 第四中学校 :17名 ・ 浜田東中学校 :74名 ・ 金城中学校 :50名 ・ 旭中学校 :14名 ・ 弥栄中学校 :10名 ・ 三隅中学校 :63名
調査方法 :	各中学校を通じた配布回収
調査期間 :	平成19年2月22日から2月26日
調査票回収数 :	565名(回収率:98.4%) (内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一中学校 :176名 ・ 第二中学校 :51名 ・ 第三中学校 :113名 ・ 第四中学校 :17名 ・ 浜田東中学校 :74名 ・ 金城中学校 :47名 ・ 旭中学校 :14名 ・ 弥栄中学校 :10名 ・ 三隅中学校 :63名

一般対象アンケート

調査対象者 :	平成19年3月現在、市内在住の18歳以上の方
調査数 :	3,000名(無作為抽出) (内訳) 浜田自治区 738名・金城自治区 609名・旭自治区 547名・ 弥栄自治区 450名・三隅自治区 656名
調査方法 :	郵送による配布回収
調査期間 :	平成19年3月1日から3月16日
調査票回収数 :	1,558名(回収率:51.9%) (内訳) 浜田自治区 341名・金城自治区 323名・旭自治区 330名・ 弥栄自治区 211名・三隅自治区 323名 (居住地区無回答:30名)

(3) 市民懇話会

市民が日頃感じている「暮らしの不安や困りごと」「自分の地域の良いところ、悪いところ」など、市民の率直な意見を把握し、計画に反映することを目的として、公民館単位を基本に市内 28 箇所で市民懇話会を開催しました。

全日程 : 平成 19 年 6 月 13 日 ~ 8 月 7 日

参加総数 : 607 名

浜田自治区 : 208 名

地区名	場所	開催日	参加人数
大麻地区	大麻公民館	7月13日(金)	18
長浜地区	長浜公民館	7月17日(火)	15
美川地区	浜田市農業構造改善センター	7月20日(金)	26
周布地区	周布公民館	7月24日(火)	40
国府地区	国府公民館	7月31日(火)	32
石見地区	石見公民館	8月2日(木)	40
浜田地区	浜田公民館	8月7日(火)	37

金城自治区 : 136 名

地区名	場所	開催日	参加人数
久佐地区	くざ会館	6月19日(火)	27
七条地区	小笹集会所	6月22日(金)	9
美又地区	みまた会館	6月29日(金)	14
上来原地区	かたらいの家	7月5日(木)	13
小国地区	おぐに会館	7月7日(土)	14
下来原地区	みどり会館	7月9日(月)	15
波佐地区	ときわ会館	7月11日(水)	15
今福地区	ふれあい会館	7月13日(金)	29

旭自治区 : 92 名

地区名	場所	開催日	参加人数
都川地区	都川高齢者活動促進センター	6月28日(木)	17
今市地区	旭センター	7月4日(水)	20
木田地区	木田生活改善センター	7月5日(木)	22
市木地区	市木生活改善センター	7月12日(木)	19
和田地区	重富生活改善センター	7月18日(水)	14

弥栄自治区 : 35 名

地区名	場所	開催日	参加人数
安城地区	弥栄会館	6月13日(水)	17
杵束地区	憩いの家	6月14日(木)	18

三隅自治区 : 136 名

地区名	場所	開催日	参加人数
三保地区	三保公民館	7月14日(土)	27
井野地区	井野公民館	7月19日(木)	38
三隅地区	三隅公民館	7月21日(土)	16
黒沢・矢原地区	黒沢公民館	7月21日(土)	26
白砂地区	白砂公民館	7月27日(金)	8
岡見地区	岡見公民館	7月28日(土)	21

(4) ワークショップ

制度の狭間にいる人や社会から孤立している人、地域に参加しない人も含め、「すべての市民が地域社会とかがわっていくためにはどのような取り組みをしていったらいいか」を検討し、検討内容を計画に反映することを目的として、ワークショップを開催しました。

開催日程

	日時	場所	内容(概要)
第1回	平成19年 12月26日(水) 19時~21時	浜田市総合福祉 センター	・ 趣旨説明 ・ 基調講演 (島根県立大学 魁生 由美子准教授)
第2回	平成20年 1月10日(木) 19時~21時	浜田市総合福祉 センター	・ 課題整理
第3回	1月16日(水) 19時~21時	浜田市総合福祉 センター	・ 具体策案の検討

参加者

高齢者・障害者・児童などの各分野から実際に活動されている方が参加。参加者は分野ごとに分かれるのではなく、分野に関係なくグループを組んで話し合った。

グループ数は5つ。

第2章 本市の現状と課題

1 市の概況

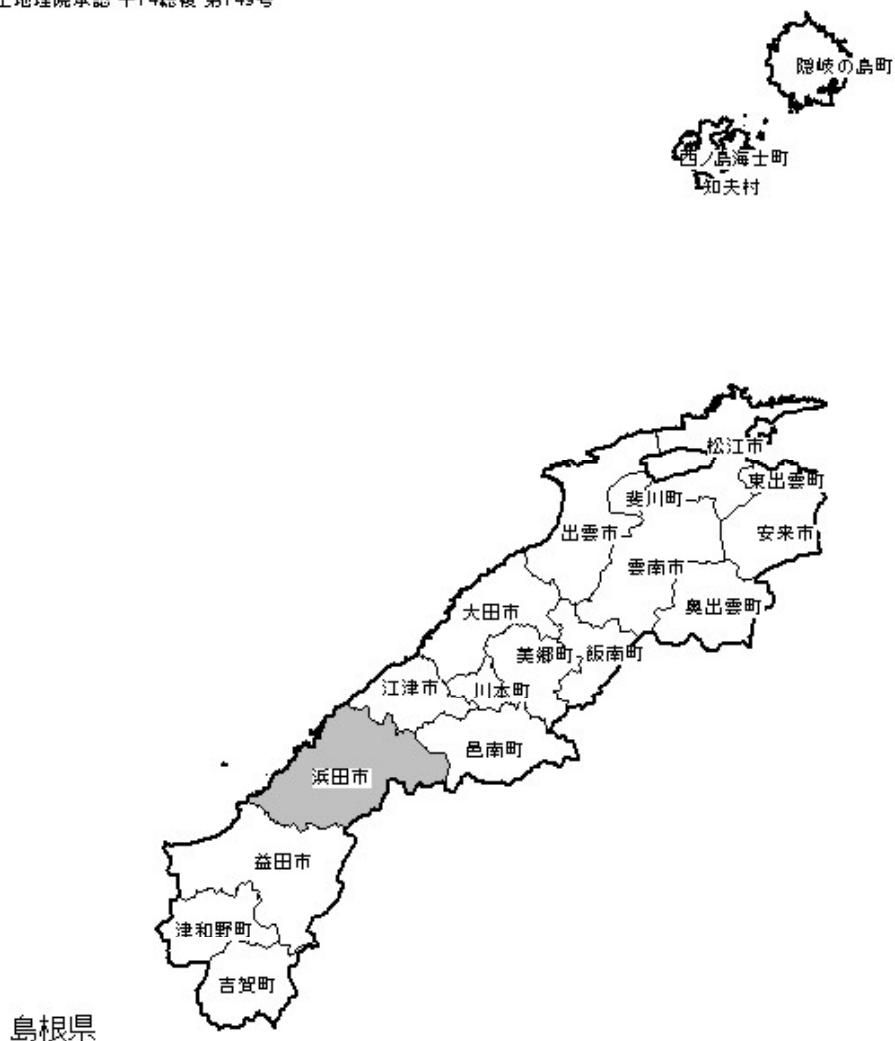
(1) 位置と地勢

本市は島根県西部の日本海を臨む位置にあり、東は江津市、邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接しています。面積は689.44km²で、県下で2番目の面積です。

本市の大部分には丘陵地や山地で、特に標高300m以下の丘陵地が広く広がっており、これが日本海まで迫っています。海岸線は切り立ったリアス式地形と砂丘海岸となっています。

また、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれています。下流域には平地を形成し、市街地や農地があります。

国土地理院承認 平14総複 第149号



(2) 市のあゆみと特性

本市は古くから山陰、山陽を結ぶ交通の要衝として栄え、石見地方における中核都市として発展しています。

平成17年10月1日に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町の5市町村が合併し、島根県下で3番目の人口と2番目の面積を有する市となりました。

本市では浜田港、中国横断自動車道広島浜田線やしまね海洋館アクアスなどの整備により、国内や対岸諸国との間で人やものの交流が活発に行われています。

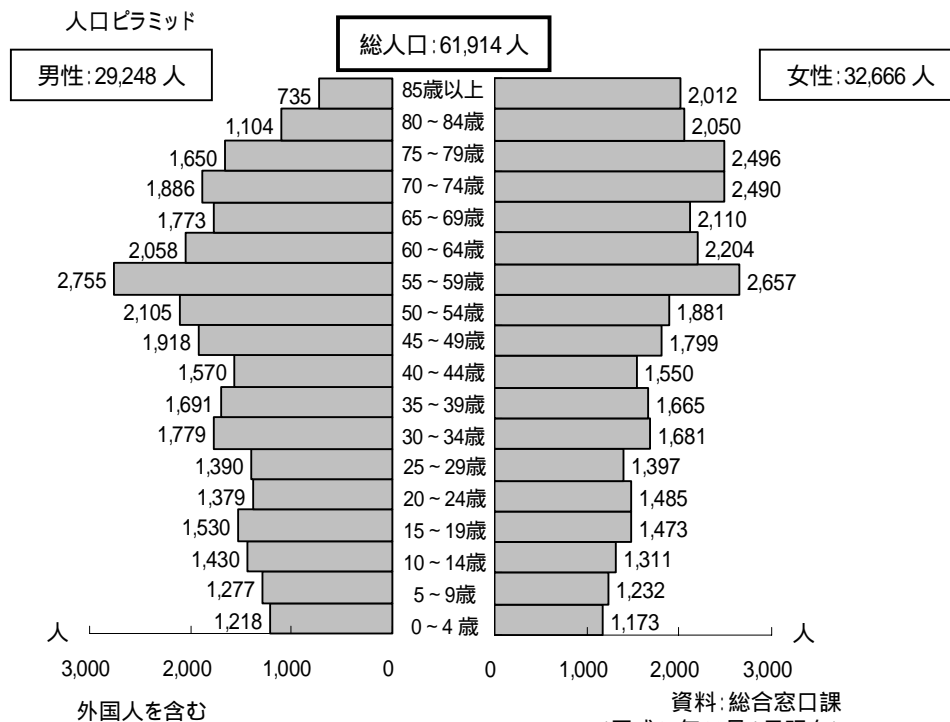
また、地域の知的財産である島根県立大学では、国内にとどまらず世界各地から学生や研究者等が集まり、さらに地域に開かれた大学として公開講座、フィールドワークなどを通じて情報発信や地域や市民との交流が生まれています。

今後は、このような職・遊・学など多様な「交流拠点」を有しているという地域の特性を生かして、さらに国内外の地域との人・もの・情報の交流を促進するとともに、豊かな自然環境のもとで、保健・医療・福祉の連携を進めることにより市民が安心して生活できる環境を整備し、県西部の中核都市にふさわしいまちをめざします。

2 人口の状況

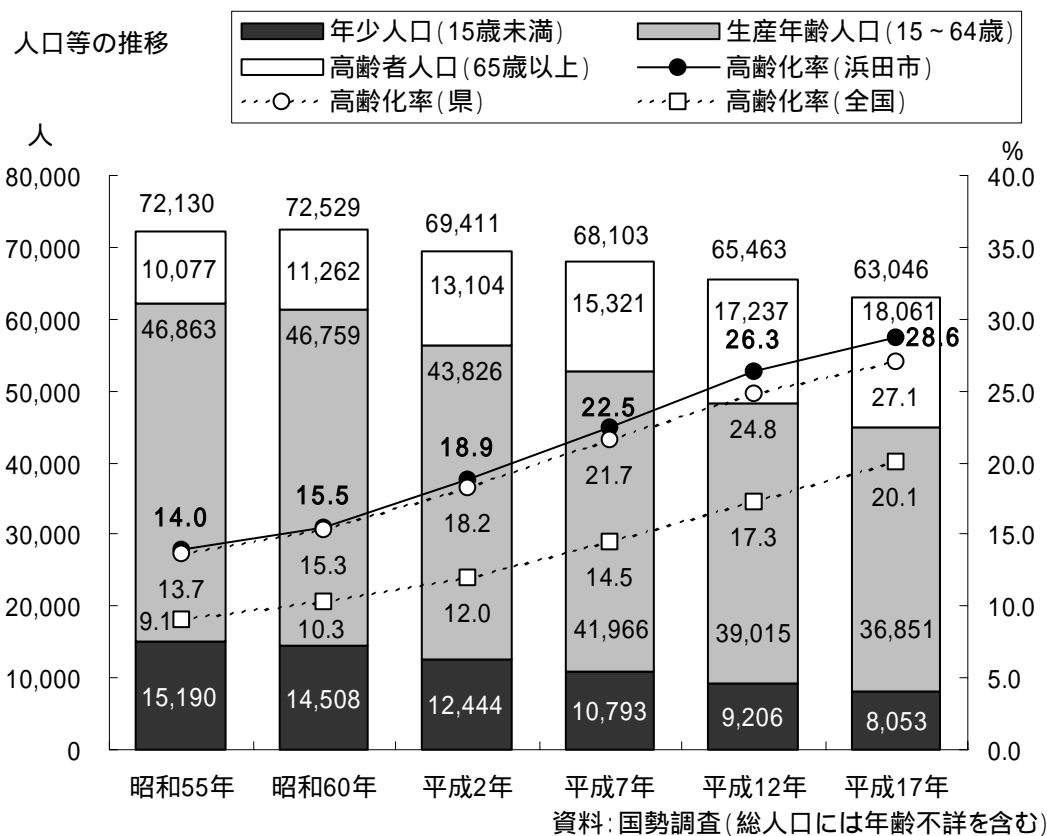
(1) 人口ピラミッド

平成19年10月1日現在の人口構造は、男女共に55～59歳のいわゆる団塊の世代が最も多く、次いで男性は50～54歳、女性は70歳代が多い状況です。

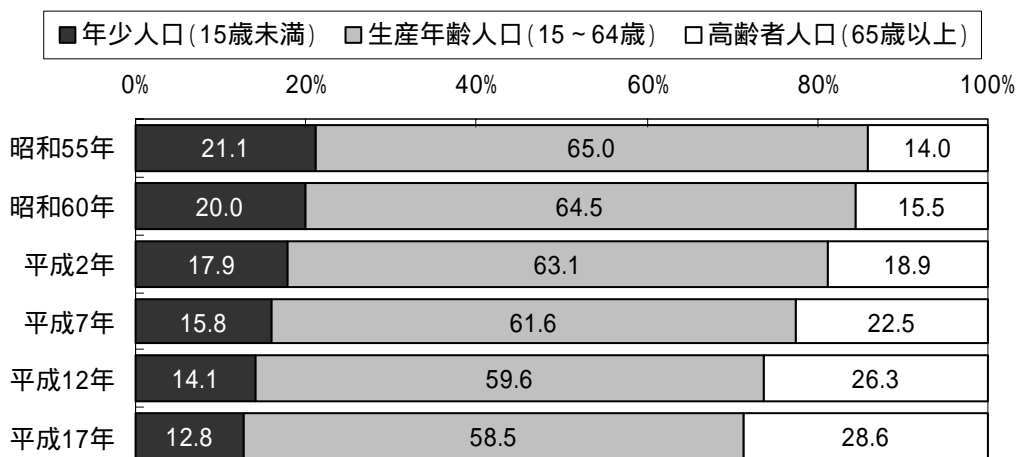


(2) 人口・高齢化率の推移

総人口は昭和60年以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



人口の推移(構成比)

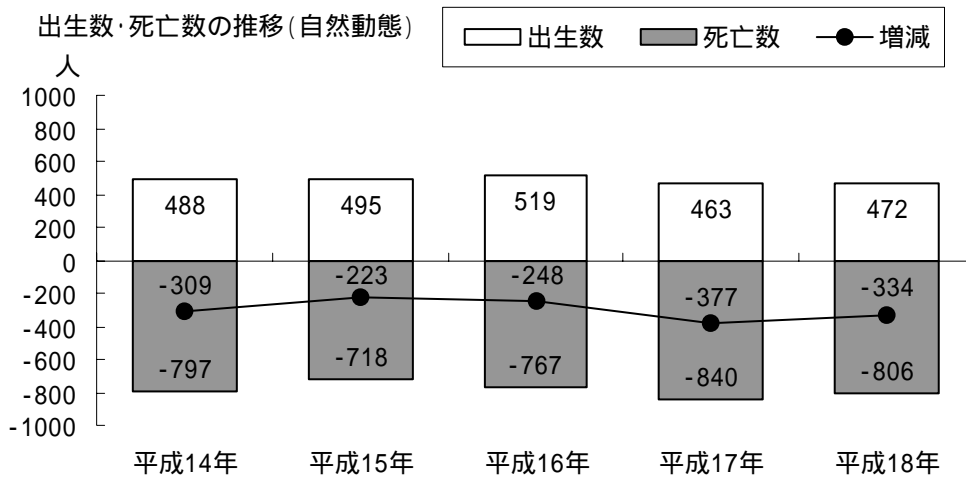


資料: 国勢調査

(3) 出生数・死亡数の推移

平成14年から平成18年にかけての出生数と死亡数の状況を見ると、出生数よりも死亡数の方が多く、自然減の状況が続いています。

平成17年における合計特殊出生率をみると、本市は全国・県よりも高く、1.53となっていますが、長期的に人口を維持できる水準の2.07を下回っている状況です。



資料: 島根県保健統計書(平成14年~平成16年)、
総合窓口課 人口推移表(平成17年~平成18年)

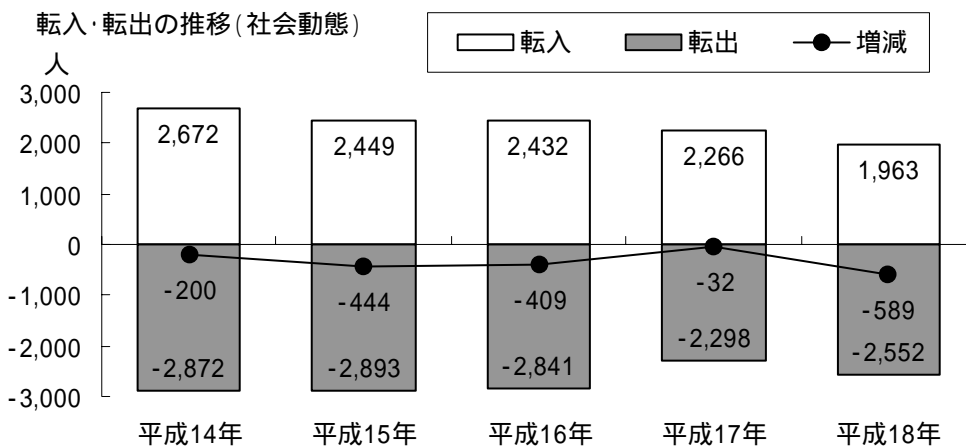
平成17年 合計特殊出生率

	全国	島根県	浜田市
合計特殊出生率	1.26	1.50	1.53

資料: (全国・島根県)平成17年人口動態統計、(浜田市)浜田保健所

(4) 転入・転出の推移

平成14年から平成18年にかけての転入と転出の状況を見ると、各年増減はあるものの、毎年転出の方が多い状況が続いています。



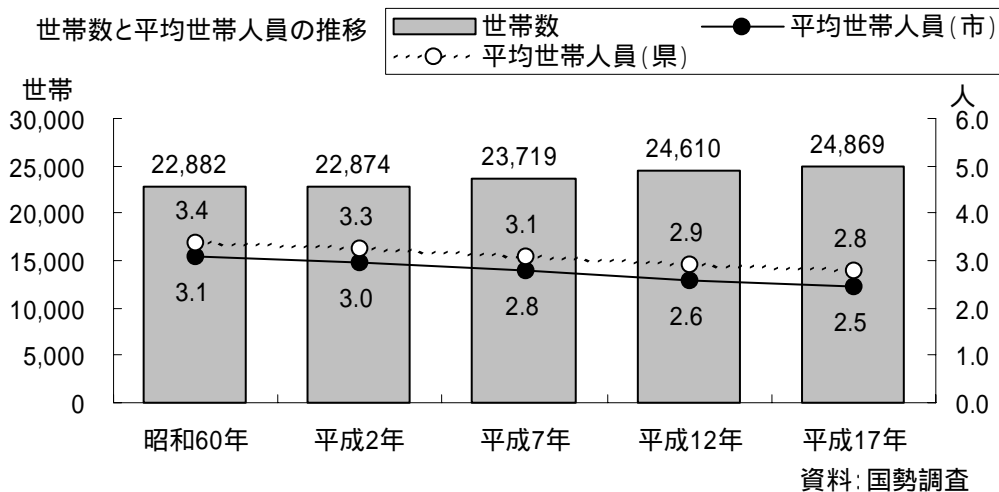
資料: 総合窓口課

3

世帯の状況

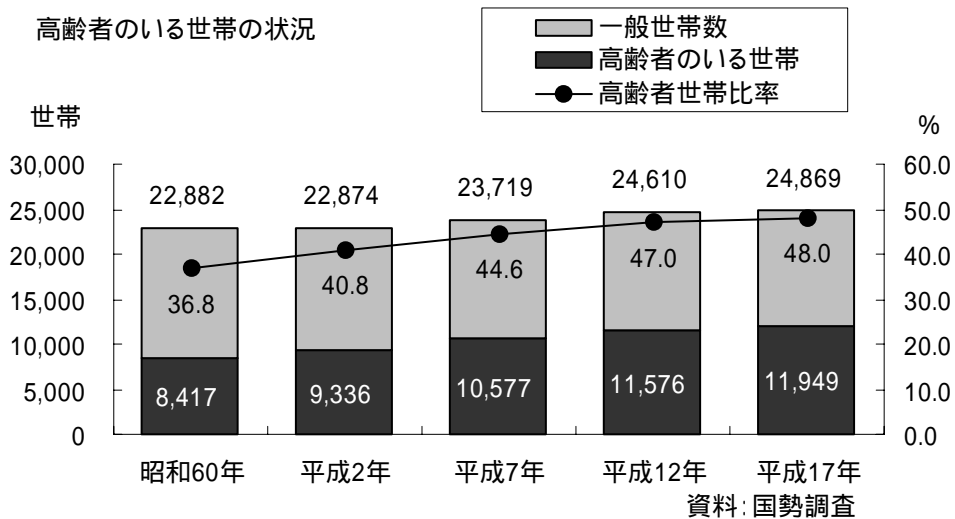
(1) 世帯数の推移

総世帯数は増加している一方で、平均世帯人員は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。平均世帯人員は県を下回って推移しています。



(2) 高齢者のいる世帯数の推移

一般世帯数のうち、高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成17年には全世帯のほぼ半数が高齢者のいる世帯となっています。



高齢者とは65歳以上の人のこと。

高齢者のいる世帯の内訳の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が年々増加しており、県よりも高い割合で推移しています。平成17年では高齢者単身世帯が3割、高齢者夫婦世帯が2割となっています。

高齢者のいる世帯の状況(浜田市)

単位:世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯	22,882	22,874	23,719	24,610	24,869
高齢者のいる世帯	8,417	9,336	10,577	11,576	11,949
高齢者単身世帯	1,332	1,646	2,086	2,672	2,999
高齢者夫婦世帯	934	1,395	1,941	2,432	2,694
高齢者同居世帯	6,151	6,295	6,550	6,472	6,256

高齢者のいる世帯の状況(島根県)

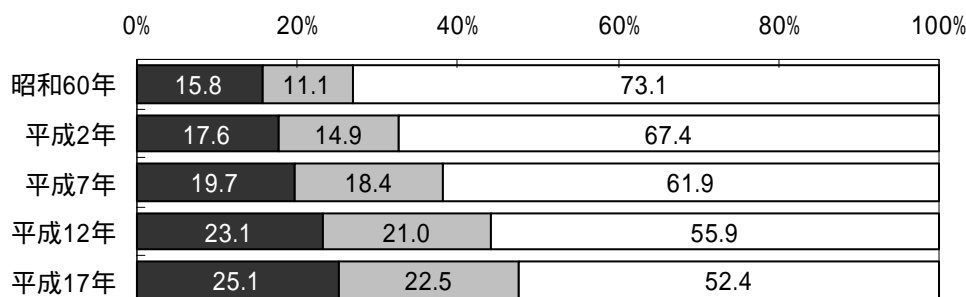
単位:世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯	231,795	235,014	244,996	256,508	259,289
高齢者のいる世帯	89,374	99,537	112,331	123,265	128,687
高齢者単身世帯	10,702	13,615	17,160	21,124	24,452
高齢者夫婦世帯	8,185	12,015	17,057	21,754	24,562
高齢者同居世帯	70,487	73,907	78,114	80,387	79,673

資料:国勢調査

高齢者のいる世帯の内訳(浜田市)

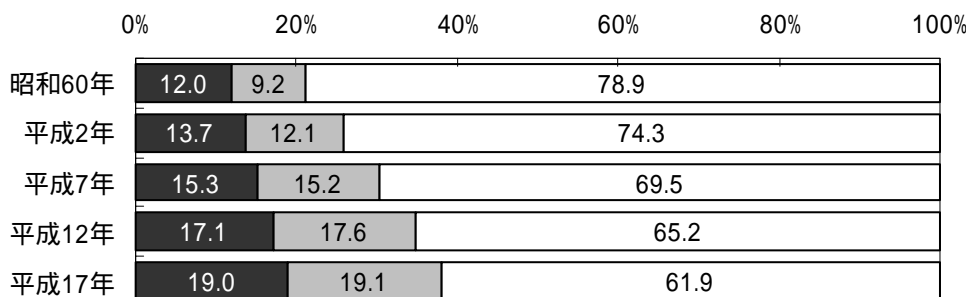
■ 高齢者単身世帯 □ 高齢者夫婦世帯
□ 高齢者同居世帯



資料:国勢調査

高齢者のいる世帯の内訳(島根県)

■ 高齢者単身世帯 □ 高齢者夫婦世帯
□ 高齢者同居世帯

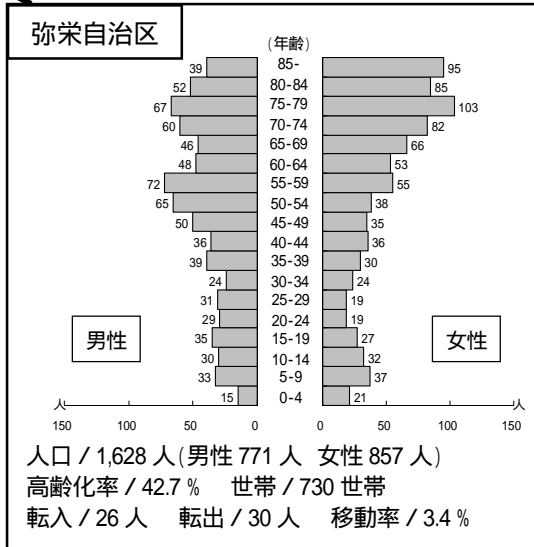
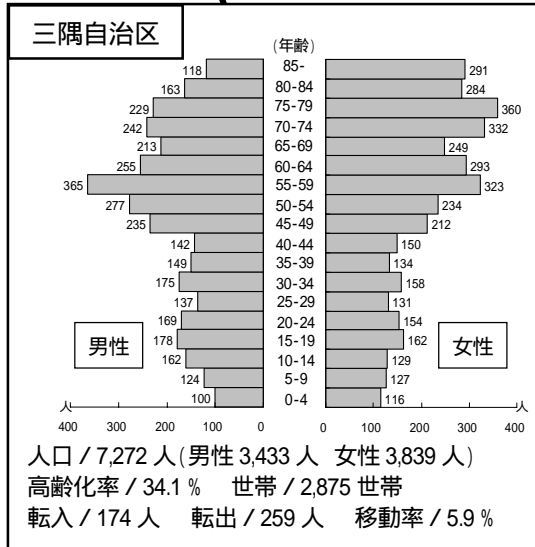
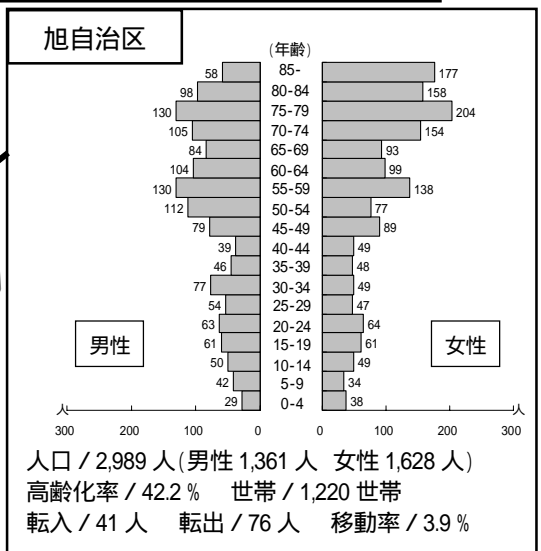
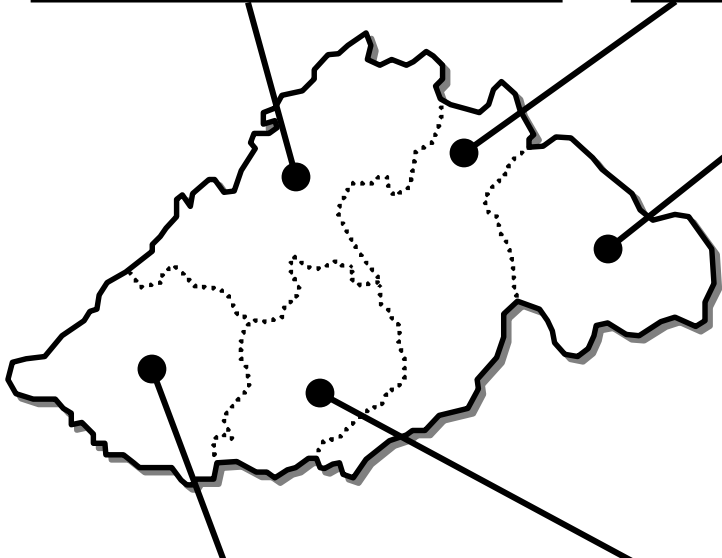
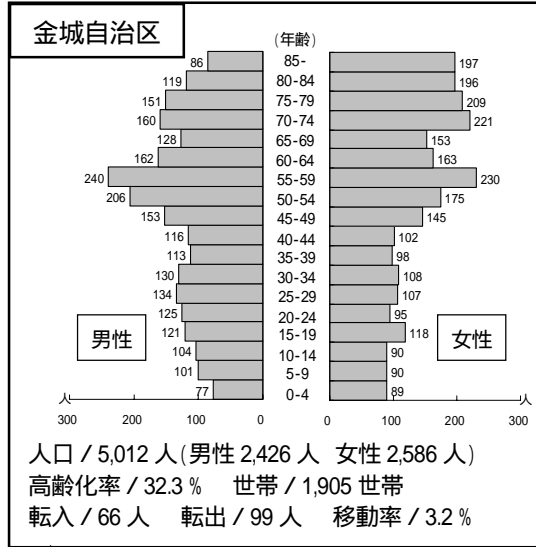
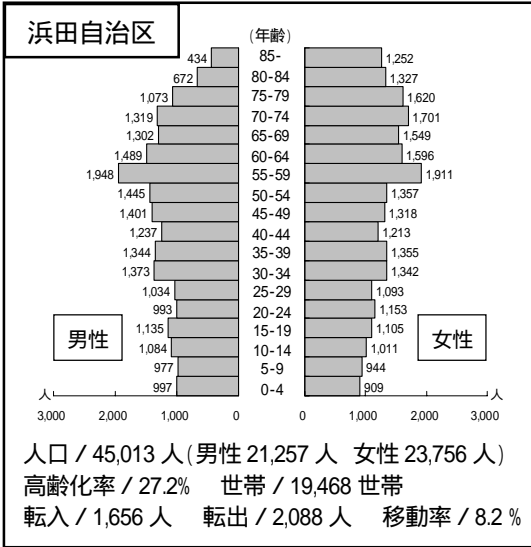


資料:国勢調査

4

各自治区の特性

資料：総合窓口課(平成 19 年 10 月 1 日現在、転入・転出は平成 18 年度) 移動率 = (転入 + 転出) / 総人口(平成 18 年) ÷ 100



5 市民の声から

(1) 中学生対象アンケート調査結果

近所・地域とのかかわり

- 地域の行事や活動へ比較的参加している割合は全体で4割。
- 近所の人とは「自分からあいさつをして、近所の人もあいさつを返してくれる」が6割と、半数以上の中学生が近所と顔見知りであいさつのできる関係にある。
- 地域の行事や活動への参加率が高い中学校ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にある割合が高い傾向にある。

ボランティア活動

- 「時間があれば参加したい」と「興味がない」がほぼ同割合で高い。
- 地域の行事や活動に参加している人ほど、ボランティア活動に興味がある割合が高い傾向にある。
- 参加したい時期は、「長期休暇中」に「友だちと」が最も高い。
- 活動内容は「まつりやイベントの手伝い」「乳幼児、小学生とのふれあい」「清掃・美化、ごみ・リサイクル」「特技を活かした活動」の順に高い。

将来について

- 将来、浜田市に「住みたい」1割、「わからない」5割、「浜田市以外に住みたい」3割。
- 地域の行事や活動に参加している人ほど、「住みたい」割合が高く、参加していない人ほど「浜田市以外に住みたい」割合が高い。
- 近所と互いにあいさつしている人ほど「住みたい」割合が高く、自分からあいさつしても近所の人り返さない、あるいは自分からあいさつをしない人ほど「浜田市以外に住みたい」割合が高い。

課題（必要な対策）	子どもたちの地域の行事や活動への参加促進
-----------	----------------------

地域の行事や活動へ参加している人ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にあるとともに、ボランティア活動への意識も高い。

また、これからも本市に住みたいかどうかには、近所とのつきあい・地域の行事や活動への参加状況が大きく影響している。

地域のことを意識するきっかけとして地域の行事や活動への参加は重要であることから、より多くの中学生が参加できるような工夫が必要となっている。

(2) 一般対象アンケート調査結果

近所づきあい

- 「外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度のつきあい」が最も高く、次いで「顔をあわせれば、あいさつをする」となっている。
- 年齢が高い人ほど近所とのつきあいが深い傾向にある。
- 近所づきあいに対する考え方は「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が半数を占めている。

課題（必要な対策） 近所同士で助け合いの関係を築ききっかけづくり

現実の近所づきあいは「立ち話、あいさつ程度」のつきあいが多くなか、近所づきあいの考え方は「親しく相談したり助け合うべき」と思っている人が多いことから、近所同士が親しくつきあったり、何かあった時に助け合える関係を築ききっかけをつくることが重要と考えられる。

地域とのかかわり、地域への愛着

- 住民が助け合う「地域」の範囲は、「町内会」「隣近所」の割合が高い。
- 地域の行事や活動へ参加している人は7割。年代別には40～70歳代が高い。20・30歳代は他の年代に比べ、参加率が低い。
- 地域の子どもたちへの注意やあいさつは「時々している」が5割。20・30歳代は他の年代に比べ、注意・あいさつをしている割合が低い。
- 住んでいる地域が「助け合っている」と思っている人は6割。20・30歳代は「わからない」が2割で他の年代よりも高い。
- 地域へ愛着を感じている人は7割。年齢が高い人ほど地域へ愛着を感じている割合が高い。

課題（必要な対策） 若い世代が近所や地域とのかかわりを持つきっかけづくり

地域とのかかわり（行事等への参加や子どもたちへのあいさつ）の度合いは、年代別では20・30歳代のかかわりが少ない。この年代は近所とのかかわりも「あいさつ程度」が最も高い。

育児や仕事等で忙しい年代ではあるが、20・30歳代が主体的に参加できるような地域行事を行うなど、近所や地域とのかかわりを持つきっかけをつくることが重要と考えられる。

相談

- 相談できる人が地域に少しでもいる人は6割。
- 相談できる人がいない人は2割。家族以外にいない人も2割。
- 家族以外にいない人は、20・30歳代が他の年代に比べ、若干割合が高い(2割)。
- 民生児童委員の認知度は6割。
- 困った時の相談相手は「家族、親戚」「知人・友人・同僚」「隣近所」の順。一人暮らし世帯は「隣近所」の割合が他の家族構成に比べて高い。

課題(必要な対策) 地域から孤立する人を出さない相談・見守り支援

20・30歳代は他の年代に比べて相談相手は「家族以外いない」割合が高く、この年代は子育てをしている人が多い年代であることから、子育ての悩みを相談する相手が家族だけで、地域から孤立することがないように対策が必要となっている。

一人暮らし世帯にとっては他の家族構成よりも「隣近所」に相談する人が多いことから、一人暮らし世帯に対する隣近所からの見守り体制も重要となっている。

「助け合い」「支え合い」に対する考え方

- 困っている人を見かけた時に手助けをするかどうかは、「積極的に実行している」と「求められて手助けをしたことがある」がほぼ同割合で4割。
- 近所の高齢者・障害者・子育て世帯への支援は「できる範囲で支援したい」が最も高い(4割)。その他の項目も含め、「支援したい」という気持ちを持っている人は7割。
- 40～70歳代は「できる範囲で支援したい」が最も高く、この年代が「支援したい」という意欲が高い。

課題(必要な対策) 「支援したい」人を活動につなげるコーディネート

「支援したい」という気持ちを持っている人は全体で7割おり、特に意欲の高い40～70歳代を中心に「支援したい」人を実際の活動につなげるきっかけづくり、コーディネートが必要となっている。

ボランティア活動

- ボランティア活動の参加状況は「参加したことがない」が最も高い（4割）
- 「現在参加している」が2割。40～70歳代の参加率が高く、中でも60歳代が最も高い。
- ボランティア活動に参加していない人にとって活動が難しい原因は、「きっかけがない」と「仕事が忙しくて時間がとれない」がほぼ同割合。
- 現在ボランティア活動に参加していない人のうち、3割は「きっかけがない」ために参加できていない。

課題（必要な対策）

ボランティア活動等の情報提供、参加のきっかけづくり

「きっかけがない」ためにボランティア活動に参加できていない人に対して、活動に関する情報提供等、参加するきっかけづくりが必要となっている。

住民相互の助け合いに対する考え方・地域福祉推進のための課題

- 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの関係は「必要だと思う」人が8割。
- 特に取り組みが必要な課題は「一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」「災害時の助け合い」「障害のある人への支援」の割合が高い。
- 社会福祉は「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべきであると思う」が最も高い（6割）。
- 地域福祉推進のために必要なことは、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」「学校教育や社会教育で、助け合いの意識を高める教育を充実すること」「地域ごとに市民が気軽に集まり、利用できる場所をつくること」の順に高い。
- 「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」は40～70歳代の回答割合が高い。

課題（必要な対策）

住民相互の助け合いの意識啓発

地域における生活課題に対して住民同士が自主的に支え合いながら、行政と協力して取り組んでいくという地域福祉の考え方が広く市民に浸透しているといえる一方で、地域福祉推進のために必要なこと上位2項目が「助け合いの意識啓発」となっている。

特に、40～70歳代の回答割合が高く、この年代は地域活動やボランティア活動への参加率も高い年代であることから、積極的に活動している立場として、より多くの人意識を高めて活動に参加してほしいという思いがあることがうかがえる。

(3) 市民懇話会

各地の市民懇話会の結果から、次のように課題を整理しました。

課題（必要な対策）

人間関係の希薄化

地域活動への理解・支援不足

地域活動へ参加する人がいつも同じで、地域活動に対する市民の理解が不足している。また、行政・社協から地域活動に対する資金や場の提供等、支援が不足している。

情報の不足

たくさんの情報が流れているが、受け手が情報をうまく取捨選択できていない。必要な人にうまく情報が届いていない。

生活を支える新たなしくみづくり

生活を支える新たなしくみを、都市部も山間部も、住民同士で考えていく必要がある。

新たなニーズへの対応

児童・高齢者虐待、ニート、発達障害への対応が不十分となっている。

誤解や偏見、正しい理解の浸透

外国人、発達障害³への理解が不足している。

実質的な連携の不足

NPOと地域団体、行政とNPO、行政と地域などが実際に連携していくことが必要。

次の世代を担うリーダーの養成

現在福祉や地域の活動をしている人が高齢化している。団塊の世代へ期待するところが大きいですが、退職後に再就職したり、活動への参加が少ないのが現状となっている。

³ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。発達障害者支援法より（平成17年4月施行）

(4) ワークショップ

5つのグループからは、主に次のような課題と解決策の案が挙がりました。

(ワークショップ内容の詳細は、資料編p54～76参照)

課題 (Aグループ)	課題を共有するためのしくみづくり (資料編p54～58)
	<ul style="list-style-type: none">● ネットワークがない。あっても課題共有の場となっていない。● 個別の事例検討ができていない。官民が参加できる事例検討会がない。● 解決に向けて参考になる事例報告がない。
解決策案	
	<ul style="list-style-type: none">● 事例検討会議の立ち上げ● ネットワーク名簿の作成

課題 (Bグループ)	発達障害児・者の理解不足の解消 (資料編p59～63)
	<ul style="list-style-type: none">● 障害者の家族が相談しやすい人・場が少ない。● 発達障害児・者に対して地域(周囲の人)の理解が少ない。● 発達障害児・者を発見、支援するネットワークがない。
解決策案	
	<ul style="list-style-type: none">● 発達障害の子どもと学校や地域で実際に接し、理解を深める機会をつくる

課題 (Cグループ)	支援者を育て、つなげること (資料編p64～67)
	<ul style="list-style-type: none">● 支援者や支援事業所が不足している。
解決策案	
	<ul style="list-style-type: none">● コミュニティー単位内の(分野を越えた)専門機関の連携会議● 福祉現場などの経験者(退職者)・高齢者クラブなどを活用した地域のリーダー育成

課題 (Dグループ)

必要な人へ必要なサービス情報の提供 (資料編 p68~71)

- どこに何(サービス・集まり)があるかわからない。
- 情報があり過ぎる。
- 困った時にどこに相談するかわからない。
- 行政・支援する側の周知が足りない。

解決策案

- サロン活動(あるいは公民館活動)を利用し、クチコミネットワークをつくる
- インターネットの活用
- 情報センターを設置する
- 情報共有パンフレットを作成する

課題 (Eグループ)

移動手段の確保 (資料編 p72~74)

- 高齢者等の生活上の移動手段がない。(特に山間地域等)

解決策案

- 目的・路線に制限のない生活バス・タクシーの運行



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

計画策定のために実施したワークショップでは、参加した福祉に携わる専門職の方々から、「地域福祉を進めていくうえで大切にしたいこと」について自由に意見をいただきました。その中で特に多かった言葉が、「意識」と「つながり」という言葉でした。

意識とは、活動に参加する意識や意識的に行動するなど市民全体が持つ意識と、地域福祉を意識して活動するなど活動する側が持つ意識の二面を意味しています。

つながりは、地域の人と人とのつながり、関係機関のネットワーク、人と人との信頼関係を意味しています。

アンケート調査においても、地域福祉の推進のためには「地域住民一人ひとりが相互に助け合う意識を高めていく」「助け合いの意識を高める教育を充実する」ことが必要であるという回答が多く、「意識啓発」が課題と思う人が多いことがわかりました。

また、近所とは親しく相談し、助け合うべきと思っている人や、支援が必要な人たちに「できる範囲で支援をしたい」と思っている人も多く、「支えあっていきたい」と思っている人も多いことがわかりました。つながりを持つことで、支え合う関係ができていくといえます。

市民の声からみえてきた「意識」「つながり」というキーワードから、

市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち

を計画の基本理念に掲げます。

「市民を主役に」という言葉には、市民一人ひとりが自分たちの地域について考え、参加する意識を持つということと、地域福祉に関する活動をする側も市民を中心に活動していく、という思いを込めています。

福祉に対する意識を高めることは互いを認め合うことにもつながることから、「市民を主役に」という意識を市民一人ひとりが持つことで、「互いを認め合い 支え合うまち」をめざします。

1 地域の活動に市民が積極的に参加する

地域を構成するのはそこに住む人々であり、地域をより良くしていくためには住民の力が不可欠です。地域福祉は「住民参加」が前提となります。

学校教育や生涯学習等を通じて、市民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていきます。また、ボランティア活動等の市民活動により多くの市民の参加を促進するとともに、より活発に市民活動が行われるように支援を推進します。

2 利用者主体のサービスを実現する

現在の福祉サービスは、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。

利用する市民の視点に立ち、必要としている人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、情報提供と相談体制を充実するとともに、権利擁護、サービスの質・量の確保を推進します。

3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

地域づくりの基本となる隣近所でのつながりづくりをはじめとして、小地域・自治区・全市において重層的な支え合いのネットワークづくりを推進します。

また、市民のライフステージを通じて切れ目なく、適切な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関の連携体制を確立します。

4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が共に生きる社会こそノーマル（普通）の社会である、という「ノーマライゼーション⁴」の考え方は地域福祉において重要な理念です。

すべての市民が安心して、共に住み慣れた地域で暮らせるように、共に生きる意識の啓発を行うとともに、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり、移動手段の確保、施設や交通環境の整備を推進します。

⁴ ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

3 計画の体系

目的

すべての市民が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民・福祉団体・行政等が共に考え、共に取り組みを推進すること

理念

市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち

基本目標

1

地域の活動に市民が積極的に参加する

2

利用者主体のサービスを実現する

3

総合的なサービス提供・連携体制を確立する

4

すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

地域福祉推進のための施策

- 1 市民の福祉意識の醸成
- 2 多様な人材の育成・支援
- 3 地区組織・団体活動の充実

- 1 情報提供の充実
- 2 相談体制の充実
- 3 権利擁護の推進
- 4 サービスの質・量の確保

- 1 身近な地域でのつながりづくり
- 2 重層的な支え合いネットワークづくり
- 3 保健・医療・福祉と他分野との連携

- 1 心のバリアフリーの推進
- 2 防災・防犯活動の推進
- 3 移動手段の確保
- 4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

課題（アンケート調査・ワークショップより）

子どもたちの地域の行事や活動への参加促進
「支援したい」人を活動につなげるコーディネート
ボランティア活動等の情報提供、参加のきっかけづくり
住民相互の助け合いの意識啓発
支援者を育て、つなげること

近所同士で助け合いの関係を築くきっかけづくり
若い世代が近所や地域とかがわりを持つきっかけづくり
必要な人へ必要なサービス情報の提供

地域から孤立する人を出さない相談・見守り支援
課題を共有するためのしくみづくり

発達障害児・者の理解不足の解消
移動手段の確保

第4章 地域福祉推進のための施策

1 地域の活動に市民が積極的に参加する

(1) 市民の福祉意識の醸成

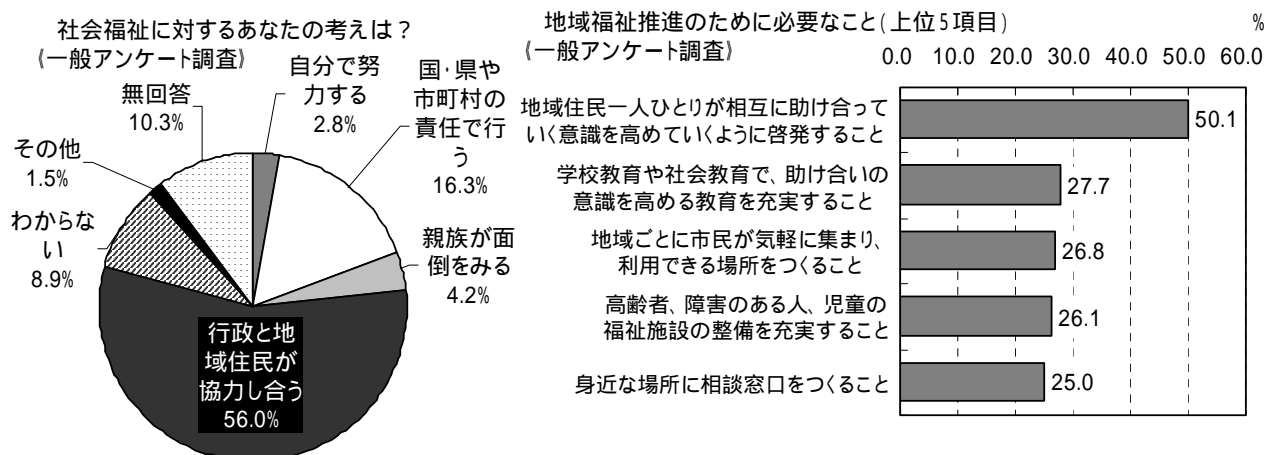
現状と課題

地域福祉を推進するうえで、市民一人ひとりが地域に参加する意識、地域に共に暮らす人々を思いやる気持ちを持つことが大切です。

一般対象アンケート調査では、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が「必要だ」と思っている人が8割と大半を占めています。社会福祉に対しても「行政と地域住民が協力して行うべき」と思っている人が6割いることから、住民同士で自主的に支え合いながら、行政と協力して取り組んでいくという地域福祉の考え方が広く市民に浸透していることがうかがえます。

一方、地域福祉を推進していくために必要なこととして、「地域住民一人ひとりが相互に助け合う意識を高めること」「助け合いの意識を高める教育を充実すること」への回答割合が高くなっています。

特に、地域活動やボランティア活動への参加率の高い40～70歳代の「意識啓発」への回答割合は高いことから、より多くの人々が福祉への意識を高め、参加することが求められています。



施策の方向

子どもの頃からより多くの人とふれあいながら福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供、交流の機会を通じて、広く市民全体の福祉意識の向上を図ります。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
幼児期からの福祉意識の醸成	交流の機会に積極的に参加します。	地域資源を活用した福祉教育を推進します。	高齢者との交流や障害児保育を推進します。
小・中・高校生に対する福祉教育の推進	福祉教育の場に積極的に参加します。学習したことを地域活動等へ生かします。 (保護者として)いのちの大切さを伝えます。	福祉施設の地域への開放に努めます。	総合的な学習の時間などの機会を利用した福祉体験学習や「ふるさと教育」を推進します。保育所・幼稚園・子育て支援センターにおいて、中高生を対象とした子育て体験学習を実施します。
生涯学習による福祉教育の推進	公民館活動や出前講座に積極的に参加します。学習したことを地域活動等へ生かします。	福祉に関する講座や行事等の企画・実施(講師の派遣など)に協力します。	公民館活動や出前講座において、福祉に関するプログラム(講座)を充実します。
各種講座等の情報提供	広報等で情報を収集する意識を持ちます。	福祉に関する講座や活動を積極的に広報します。視覚・聴覚障害者等に配慮した情報発信形態の作成に協力します。	広報・市ホームページ等を活用し、福祉に関する講座等の情報を提供します。多くの人が情報を入手できるように、関係団体と連携して音訳テープ等さまざまな形での情報提供に努めます。
各種行事の開催	健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。	健康や福祉に関する行事や講演会を開催、あるいは開催に協力します。市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。	健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。「障害者週間」「人権週間」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

本計画の「共助」の「地域」とは、自治会・町内会等の地域コミュニティー組織・民生児童委員・福祉委員・ボランティア・NPO団体・福祉関連民間事業者・一般企業等をさす。

(2) 多様な人材の育成・支援

現状と課題

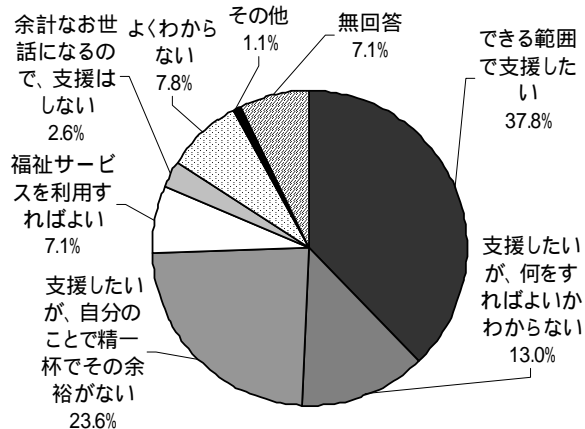
地域福祉活動は、基本的に活動を行う「人」に支えられています。リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

一般対象アンケート調査では、近所の高齢者・障害者・子育て世帯に対して、「支援したい」という気持ちを持っている人は7割にのぼり、特に40～70歳代は「支援したい」という意欲が高くなっています。

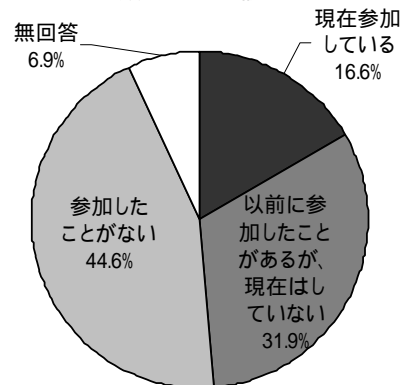
一方、ボランティア活動を現在している割合は2割にとどまっています。活動が難しい原因として、「きっかけがない」「仕事が忙しくて時間がとれない」の回答割合が高くなっています。

「支援したい」という意欲のある人が、「きっかけがない」ために参加できないという状況にならないよう、支援したい人を実際の活動につなげるきっかけづくりが必要となっています。

困っている世帯に対する支援の考え方は？
(一般アンケート調査)



ボランティア活動へ参加したことがありますか？(一般アンケート調査)



施策の方向

幅広い層へボランティア・NPO活動等の市民活動への参加を働きかけるとともに、既存の市民活動の情報や様子等の情報発信を積極的に行い、活動への支援と参加促進を推進します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
ボランティアの養成	ボランティア養成講座に積極的に参加します。学習したことを地域活動等へ生かします。	ボランティア養成講座の企画・実施に協力します。	子育て支援・高齢者福祉・障害者福祉に関するボランティア養成講座を開催します。
ボランティア、NPOの活動支援と参加促進	支援者・協力者として登録に努めます。ボランティアセンター、ファミリーサポートセンター、シルバー人材センターを積極的に活用します。	ボランティアセンターを積極的に活用します。シルバー人材センターに発注します。	ボランティアに関するコーディネート等を行う、ボランティアセンターの機能を強化します。ボランティアやNPO活動等市民の活動に関する情報発信等、活動支援をします。ファミリーサポートセンターの運営を推進します。シルバー人材センターの運営を支援します。
大学生等による地域福祉活動の促進	(大学生等、若い世代は)地域福祉活動に積極的に参加・実施します。若い世代と積極的に交流します。	地域福祉活動に大学生等の若い世代の参加を積極的に働きかけます。	大学生等、若い世代がボランティア等の地域福祉活動を実施、あるいは活動に参加できるよう、機会を提供します。
高齢者・退職者への地域福祉活動の参加促進	(高齢者や定年退職者は)ボランティア養成講座や地域福祉活動に積極的に参加します。	高齢者や定年退職者が豊富な知識や経験を生かせる場を提供するとともに、積極的に活動への参加を働きかけます。	高齢者や定年退職者に対して、ボランティア養成講座やボランティア等の地域福祉活動について積極的に情報提供をし、参加を働きかけます。
地域のリーダー育成	自分の持つ技術や知識を地域福祉活動に生かします。	研修等の企画・実施に協力します。リーダーの活躍の場を提供するとともに、リーダーに協力しながら地域福祉活動を推進します。	福祉現場などの経験者(退職者)・高齢者等を地域福祉推進のリーダーとして育成するための研修等の実施に努めます。
企業によるボランティア活動の促進	まちづくり活動に参加します。	事業主をはじめ、従業員全員が社会貢献の意識を高めます。	企業に対して社会貢献への理解を働きかけ、まちづくり活動への協力を働きかけます。

(3) 地区組織・団体活動の充実

現状と課題

地域にはさまざまな地区組織・団体があり、それぞれが独自の目的を持って活動をしています。

地域での福祉活動への支援は社協がその推進役として中心的な役割を果たしていますが、今後さらなる地域福祉の推進を図るために、市と社協が連携し、市民主体の地域福祉活動を側面から支援することが重要となっています。

施策の方向

地区組織や団体に対して、活動への支援を行うとともに、より多くの市民が活動へ参加できるように、活動内容の情報提供等、参加促進を行います。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
地区社協活動の推進	地区社協活動へ積極的に参加・協力します。	地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化を図るとともに、情報の共有化を図ります。	地区社協活動を支援します。
自治会等の地域コミュニティ組織活動の推進	町内会・自治会等の行事に積極的に参加・協力します。	地域課題を共有するとともに、課題解決に向けて協議します。	町内会・自治会等の地域コミュニティ組織の活動を支援します。
各種団体活動の推進	団体活動に参加します。 より多くの人々が活動に参加できるように声かけ等、仲間づくりを進めます。	団体同士の交流・情報交換を推進します。 福祉活動や地域課題の解決にあたって連携します。	母親クラブや高齢者クラブ等、当事者同士の団体活動を支援します。 当事者団体の活動内容の情報提供をし、市民の参加を促進します。

2 利用者主体のサービスを実現する

(1) 情報提供の充実

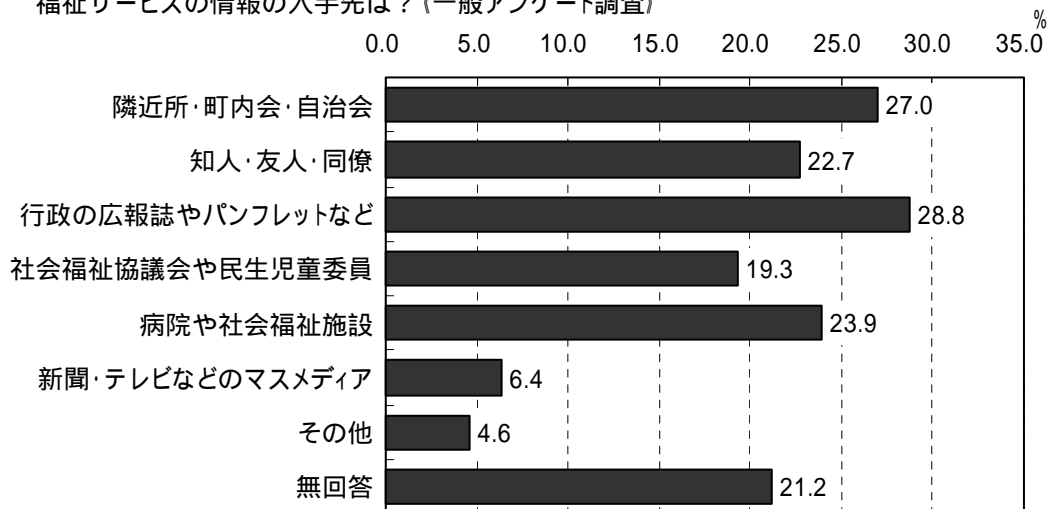
現状と課題

利用者が福祉サービスを選択・決定する時代となり、利用者自身が情報を収集し、選択することが必要となっています。

一般対象アンケート調査では、情報の入手先として、「広報やパンフレット」「隣近所・町内会・自治会」「病院や社会福祉施設」が多い結果となっています。

誰でもいつでも必要な情報や知識を入手できるように、情報を入手する場所・媒体の充実を図ることが重要となっています。また、高齢者や障害者を含め、誰もが等しく必要な情報を入手できるように、情報提供のユニバーサルデザイン⁵化が求められています。

福祉サービスの情報の入手先は？（一般アンケート調査）



⁵ ユニバーサルデザイン

障害の有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

施策の方向

誰もが等しく必要な情報を入手できるように、情報提供の充実を図ります。個人情報を取り扱う際には、適切な利用と漏洩の防止を図ります。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
情報提供の推進	広報や回覧板等には必ず目を通します。	地域の行事や事業者が行うサービス等について、紙媒体やインターネット等により情報を発信するとともに、定期的に情報を更新します。 子育て支援センターや地域包括支援センター等、中核機関に情報を発信します。 サロン活動の場を活用して情報提供を行います。	広報による情報発信を一層充実します。 メール・インターネット等、電子媒体による情報提供を拡充します。 ケーブルテレビを利用した情報発信を推進します。 市民が情報を入手しやすいように、各種相談窓口や公民館、サロン活動の場等、市民の利用が多い場所に情報を集約します。
情報提供のユニバーサルデザインの推進	手話通訳や点字等、ボランティア養成講座の参加や専門的知識の習得に取り組みます。	情報提供にあたっては、誰もが情報を得られるようにユニバーサルデザインに努めます。	広報やホームページ等で情報提供する際には、文字の大きさや配色に配慮します。 IT講習会の周知を図ります。 聴覚障害者のための手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣を推進します。
個人情報の保護	個人情報保護について正しく理解し、個人情報を適切に取り扱います。		浜田市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な取り扱いと情報漏洩の防止を図ります。 市民の個人情報保護に対する理解を深めるための普及・啓発を進めます。

(2) 相談体制の充実

現状と課題

保健・医療・福祉に関する相談は、市の各担当窓口のほか、地域包括支援センターや子育て支援センター、障害者福祉の相談支援事業者等で対応しています。

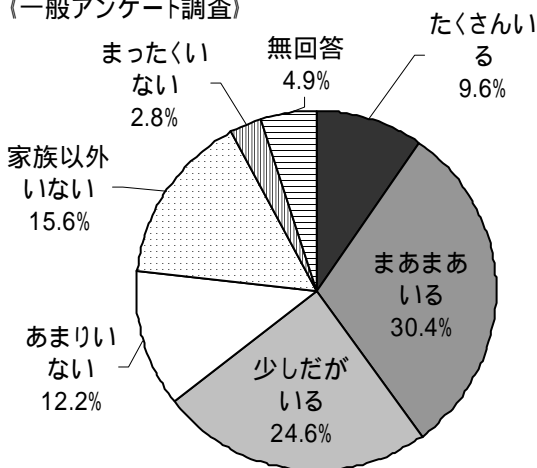
地域住民が抱える問題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変大きなものがあります。

しかし、一般対象アンケート調査では、地域で「相談相手がいない」(「あまりいない」+「まったくいない」)、あるいは「家族以外にいない」割合がそれぞれ2割となっています。「家族以外にいない」では20・30歳代が他の年代よりも若干割合が高くなっています。この年代は子育てをしている人が多い年代であることから、子育ての悩みを相談する相手が家族しかおらず、地域から孤立することがないように対策が必要となっています。

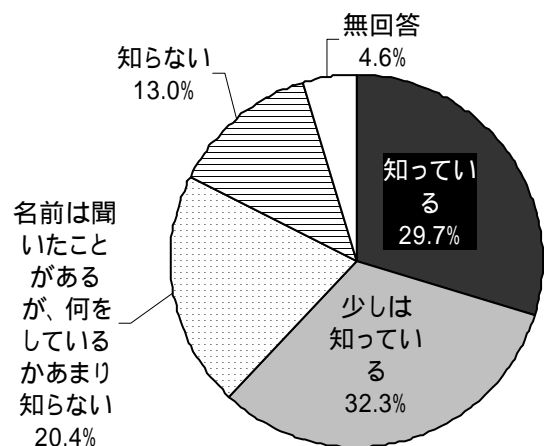
また、民生児童委員の認知度は、ある程度知っている人(「知っている」+「少しは知っている」)は6割となっています。民生児童委員は市民の身近な相談相手として活動していることから、市民へのさらなる周知が必要となっています。

地域から孤立する人が出ないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくり、状況に応じて身近なところから専門機関に適切につなげていく相談支援体制を強化していくことが求められています。

地域に相談できる人がいますか？
(一般アンケート調査)



民生児童委員の活動や役割を知っていますか？(一般アンケート調査)



施策の方向

市民の身近な相談相手として、各種相談支援員の活動を支援していきます。また、高齢者は地域包括支援センター、障害者は相談支援事業者、子育て支援は子育て支援センターが総合的な相談窓口となり、各相談窓口を中心とした相談支援体制を強化します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
身近な相談支援員活動の充実	身近にいる民生児童委員をはじめとした各種相談員を把握します。 気軽な相談を心がけます。	(民生児童委員をはじめとした各種相談支援員は)地域での相談・見守り活動を推進します。 各種相談支援員と連携して地域での見守り体制を充実します。	民生児童委員をはじめ、主任児童委員、福祉委員、身体障害者・知的障害者相談員、生活協力員といった、市民の身近な相談員について、広く市民に広報するとともに、活動への支援を強化します。
各相談窓口を中心とした相談支援体制の強化	相談窓口を把握します。 気軽に相談窓口を利用します。	各相談窓口と連携し、一貫した支援を行います。	各相談窓口が中心となって初期相談・情報提供を行い、必要に応じて継続的な支援や専門機関への結びつけを行います。 子育て支援では、各保育所や子育て広場において、相談支援を推進します。

(3) 権利擁護の推進

現状と課題

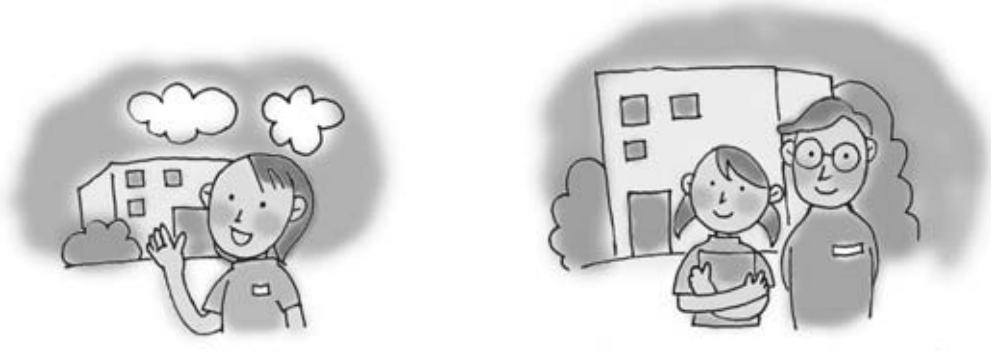
福祉サービスのあり方は、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。

そのため、利用者の権利として、高齢あるいは障害によりサービスを選択する判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用できるしくみや、サービスを利用した際に苦情等を申し出るしくみが必要となります。

また、近年、児童や高齢者、障害者への虐待、DVが社会問題としてとらえられるようになっており、児童・高齢者・障害者・女性への人権侵害を防ぐ取り組みも必要となっています。

施策の方向

利用者が安心してサービスを利用できる制度やしくみの利用支援、周知を推進します。また、児童・高齢者・障害者への虐待やDVの予防、対応にあたって関係機関の連携を図るとともに、保護者や介護者の負担を軽減する支援を推進します。



項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進	高齢者や障害者を地域で見守ります。	サービス等の申し込み窓口での対応や相談・情報提供を充実します。 民生児童委員は高齢者や障害者の見守りを行います。	日常生活自立支援事業を実施します。判断能力が不十分な人を対象に、サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理、悪徳商法の被害の防止等を行うため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、利用を支援します。
苦情相談窓口の利用促進	サービス等に不満がある時は、適切な相談先へ相談します。	サービス等の申し込み窓口での対応や相談・情報提供を充実します。	サービス事業者や行政の相談窓口について情報提供を行います。苦情相談や問題解決のしくみについて情報提供を行います。
虐待予防・DV対策の推進	児童・高齢者・障害者への虐待や女性への人権侵害を防ぐ地域づくりを進めます。 虐待やDVの相談窓口を把握し、DVを受けたり、虐待やDVを発見した場合には勇気を持って関係機関に通告します。	連携し、虐待やDVを未然に防ぐとともに、早期発見に努めます。	児童・高齢者・障害者への虐待やDVを未然に防ぐとともに、発生した場合に速やかに対応できるように、関係機関が連携して取り組みます。 保護者や介護者等の身体的・精神的負担を軽減するサービス提供や相談支援を推進します。 虐待やDVに関する相談窓口の周知を図ります。

(4) サービスの質・量の確保

現状と課題

本市では、子育て支援・高齢者・障害者において個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて各施策を推進しています。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社協や福祉団体・NPO・ボランティア等によるさまざまなサービスの参入を促進していくことが必要となります。

サービスの量とともに、提供されるサービスの資質向上も求められています。

施策の方向

事業者と連携しながら、サービスの質・量の確保・向上を図ります。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
福祉専門職の 資質向上	(専門職の人は)研修や講演会等に参加し、資質向上に努めます。 (利用者は)サービスに不満がある場合には相談をします。	事業者はサービスの質を高めるため、積極的に職員の資質向上に努めます。	研修や講演会の開催、情報提供を行い、福祉専門職の資質向上を促進します。
福祉専門職の 確保	(現在福祉に携わっている人をはじめ、今後興味のある人は)学習や資格取得をめざします。	専門的な人材の確保に努めます。	既存の人材の専門性向上に向けて新たな資格取得を促進するとともに、専門的な人材の確保に努めます。
サービスの第三者 評価制度の 導入	サービスに不満がある場合には相談をします。	サービスを提供する事業者は第三者評価の利用に努めます。	サービス事業者に県の福祉サービス第三者評価の利用を働きかけます。
民間事業者の 参入促進		利用者のニーズの把握・分析を行い、新規参入・サービス提供に努めます。	幅広い民間事業者の参入を促進するため、福祉サービスに関するニーズ等の情報提供を行います。 市の福祉事業の委託を推進します。

3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

(1) 身近な地域でのつながりづくり

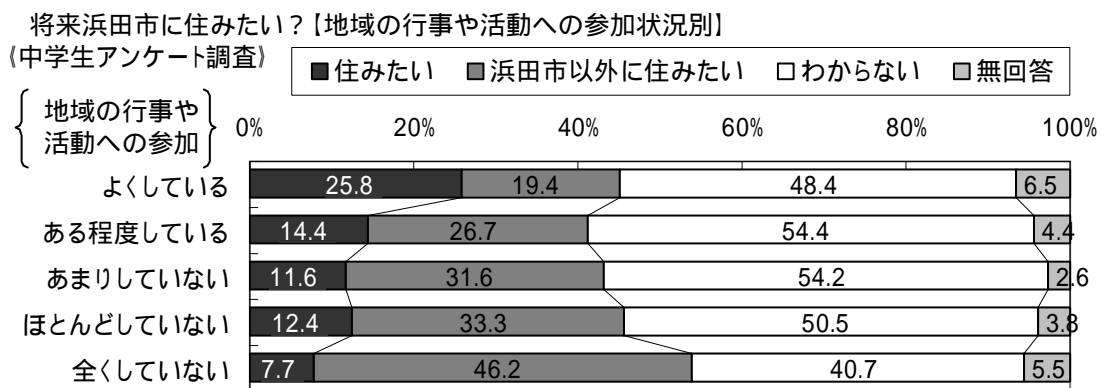
現状と課題

昔から「向こう三軒両隣」ということわざがあるように、「近所づきあい」など、身近なところでのつながりが地域づくりの基本となります。お互いの顔がわかり、共にふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは地域の力となり、さまざまな地域課題を解決する糸口となります。

中学生対象アンケート調査では、近所と互いにあいさつのできる関係ができていたり、地域の行事や活動へ参加している人ほど、本市にこれからも住み続けたい割合が高く、近所づきあいや地域の行事や活動への参加が地域を意識するきっかけとなっているといえます。

一般対象アンケート調査では、現実の近所づきあいは「立ち話・あいさつ程度」が多い中で、近所づきあいに対する考え方は「親しく相談したり助け合うべき」と思っている人が多いことがわかりました。20・30歳代の若い世代は、近所や地域とかわりが少ないことも課題としてみえてきました。また、一人暮らし世帯にとっては、他の家族構成よりも隣近所が相談相手となっている割合が高いこともわかりました。

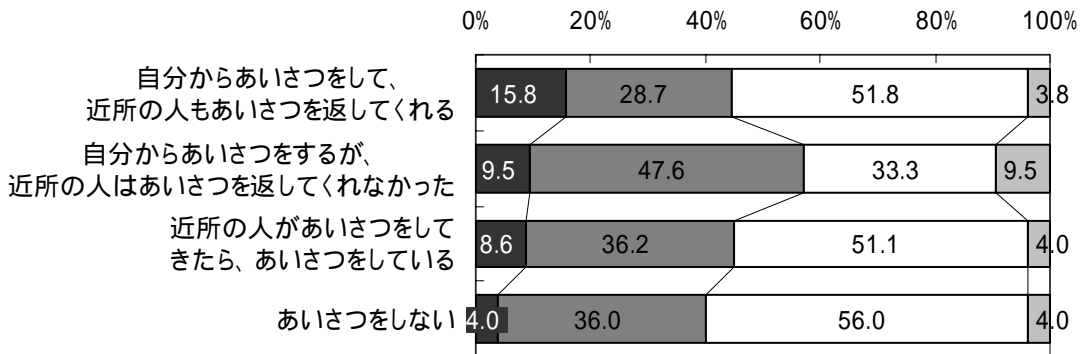
これらのことから、近所同士が助け合い、支え合う関係づくりが求められていることがわかります。



将来浜田市に住みたい？【近所の人とのあいさつ状況別】

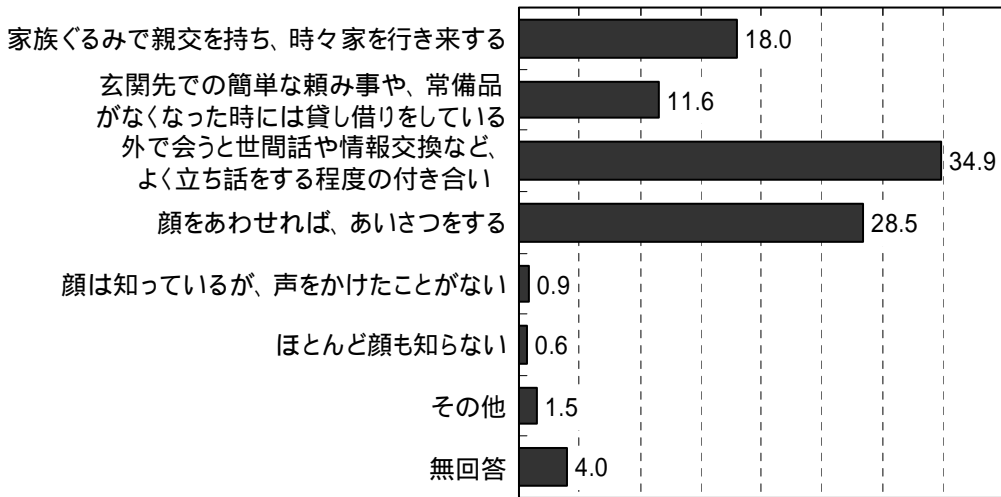
(中学生アンケート調査)

■住みたい ■浜田市以外に住みたい □わからない □無回答

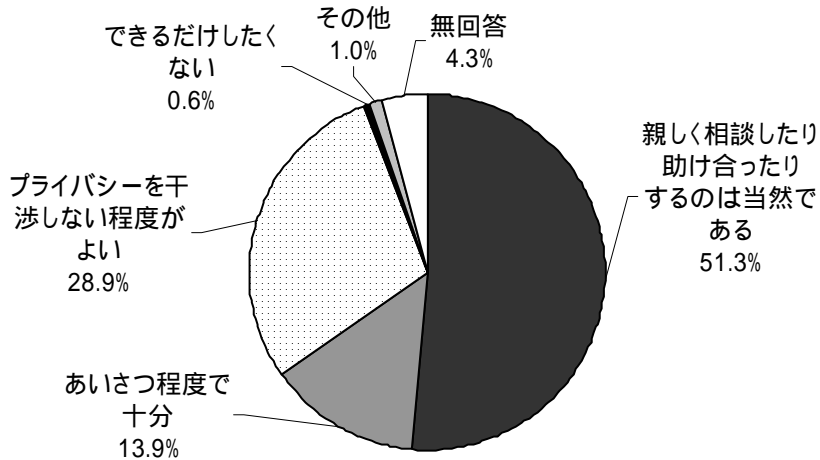


近所とのつきあいは？(一般アンケート調査)

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0 %



近所づきあひに対する考え方は？(一般アンケート調査)



施策の方向

近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築くきっかけとして、あいさつ等の声かけ運動や多くの人々が気軽に集まれる場づくり、地域での見守り活動を推進します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
あいさつ等の声かけ運動の推進	隣近所、地域内で気軽に声かけを行います。	あいさつ等の声かけ運動を進めます。	日常的なあいさつ等による声かけを町内会・自治会等の地域コミュニティ組織や学校等と連携して促進します。
各種行事の開催 【再掲】	健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。	健康や福祉に関する行事や講演会を開催、あるいは開催に協力します。 市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。	健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 「障害者週間」「人権週間」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。
サロン活動の推進	子育てサロン・地域サロンに積極的に参加します。	サロンの活動で、各種講座・講演会・講習会を開催します。 サロン活動の機会に福祉サービス等の情報を提供します。	地域の人々が気軽に集い、交流や仲間づくりを行う場として、子育てサロンや地域サロン活動を支援します。
集いの場・居場所づくりの推進	集いの場・子どもの居場所に積極的に参加します。 既存施設を利用します。	集いの場・子どもの居場所において、活動内容の充実に努めます。 集会所・公民館・総合福祉センター等の既存施設の維持管理、有効活用を推進します。 空き地・空き家を有効活用します。	子育て中の保護者や乳幼児が交流・相談できる場、放課後の児童の居場所づくりを推進します。 市民の集いの場として、集会所・公民館・総合福祉センター等の既存施設を活用します。 空き地・空き家の有効活用を支援します。
見守り活動の推進	日頃から地域の子ども・高齢者・障害者を気かけるとともに、見守り活動に参加・協力します。	子ども・高齢者・障害者の見守り活動を組織的に展開します。	地域内の子ども、一人暮らし・夫婦のみなどの高齢者世帯、障害者に対して、民生児童委員・保健師・関係機関職員等が連携して見守り活動を推進します。

(2) 重層的な支え合いネットワークづくり

現状と課題

地域の課題を個々にみると、背景にはさまざまな制度や状況が複合的に絡み合っている事例が多くあります。

ワークショップでは、実際に活動している人が課題や解決が困難な事例を抱えていながら、課題を提起したり、事例を検討したりする場がなく、課題を共有し、連携するためのしくみが必要だという意見が多くありました。

地域の課題や複雑に絡み合った事例を単独の機関で解決することは困難であり、身近な地域内をはじめ、全市的に関係者が連携するしくみを構築することが必要となっています。

施策の方向

市民の生活圏を全市・自治区・小地域の3つの単位に分け、既存の組織・会議を活用しながら、単位ごとに関係者が連携するしくみを構築します。市民の生活圏を3つに分けることや小地域の範囲は今後さらに検討していきます。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
重層的な連携体制の構築	地域の構成員としての意識を持ち、隣近所の見守りに努めます。 支援が必要な人がいた場合は適切な人・機関へつなぎます。	3つの単位での連携体制を構築します。 連携にあたって、各単位を構成する団体・組織の名簿作成に努めます。	3つの単位で連携体制を構築していくため、既存の会議の整理・活用を図ります。 地域で支援が必要な要援護者を把握し、要援護者や社会資源等を入力した福祉支援データマップ(仮称)を作成し、情報の集約と管理、更新を行うとともに、効果的・継続的な支援体制を構築します。
地区の活動拠点とコーディネーター機能の設置	小地域での連携を深めるため、拠点を利用します。	小地域の活動拠点に情報を提供するとともに、拠点での活動に協力します。	地域住民が集まりやすい場所に小地域の活動拠点を設置するよう努めます。 地域の相談・支援、情報収集・提供等を行うコーディネーターの育成・拠点への配置に努めます。

浜田市 重層的な支え合いネットワークのイメージ図

全体の関係

単位ごとに個別事例を検討する会議を設ける。小地域では事例検討会議だけではなく、地域住民の親睦を深める活動や生涯学習活動等、福祉にとどまらない活動を通じて地域のつながりを深めていく。

小地域単位で解決できる問題は解決し、解決できない問題は自治区単位の定例会に上げる。さらに、自治区単位の定例会の内容を全市の会議に上げていく。

各単位の代表者が上の会議に出席することで、各単位間の連携を図る。

全市 単位

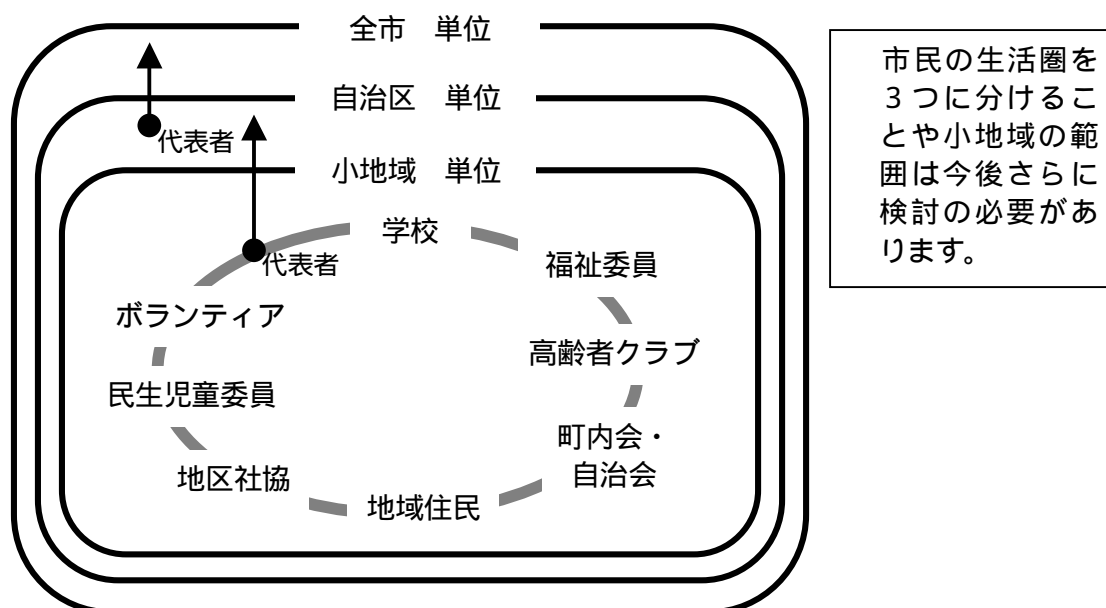
- ・ 構 成 員 例：行政・社協・保健医療福祉の専門機関・民生児童委員 等
- ・ 取り組む内容：市全域の問題の解決、各ネットワークへの支援・協力

自治区 単位

- ・ 構 成 員 例：行政、社協、民生児童委員、福祉委員、サロン・施設・団体の代表者 等
- ・ 取り組む内容：自治区内の問題の解決

小地域 単位

- ・ 単 位 例：公民館あるいは地区社協の範囲。ただし、範囲は地域の実情に応じて地域に合った規模を検討する必要がある。
- ・ 構 成 員 例：地区社協、民生児童委員、福祉委員、町内会・自治会、学校、高齢者クラブ、ボランティア、地域住民 等
- ・ 取り組む内容：地域住民の親睦を深める活動、生涯学習活動、ふれあい活動、高齢者・子どもの見守り、防犯・防災等地域の生活課題。
支援を必要とする人（家庭）を見守る活動を主とするのではなく、地域内で教育・文化・福祉分野のさまざまな活動を行う。支援が必要な人は常に支援されるのではなく、時には支援する側にもなる。



(3) 保健・医療・福祉と他分野との連携

現状と課題

人の一生を考えた時、例えば障害のある子どもが学校を卒業して社会に出る時、入院していた高齢者が退院して地域で生活する時、それぞれの場面でかかわる機関は福祉だけにとどまりません。障害のある子どもが社会に出る時には教育・労働・福祉の各機関がかかわり、高齢者が退院して地域生活へ移行する時には保健・医療・福祉の各機関が連携した支援体制が必要となります。

市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉及びその他関係する分野の機関が連携し、サービスの提供を総合的に調整する体制の整備が必要となっています。

施策の方向

ライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係する機関の連携体制を構築します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
保健・医療・福祉の連携強化		サービス事業者、専門機関は相互に情報交換を積極的に行い、サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。	子育て支援・高齢者福祉・障害者福祉の分野において、保健・医療・福祉分野のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政として推進していくこと)
障害者のライフステージ移行支援	地域における見守り体制を構築します。 障害・障害者に対する理解を深めます。	各機関が相互に情報を共有し、一貫した支援体制を構築します。	障害の発見から乳幼児期・学童期を経て就労、社会参加、余暇活動等、障害者の各ライフステージにおいて切れ目なく継続的な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働の各機関が連携して総合的な支援体制を構築します。
生涯学習・余暇活動における連携	生きがいづくりを福祉の活動へつなげるように努めます。	生きがいづくりと福祉が連動した活動を推進します。	高齢者・障害者の生涯学習、余暇活動において、福祉と教育の関係機関の連携を推進します。
健康づくりにおける連携	地域での健康づくり活動を推進しながら、地域内の交流を深めます。	地区組織・団体等による福祉活動と健康づくり活動の連携を推進します。	地域での健康づくりの推進にあたっては、関係機関による福祉活動の連携を推進します。
就労における連携	障害や障害者についてや、就労についての理解を深めます。 男女が協力して育児をする意識を持ちます。	障害者の雇用、障害特性の理解を進めます。 男性の育児休業の取得促進等、子育てと仕事の両立に配慮します。	障害者の就労支援では、福祉・教育・労働の各機関の連携を推進します。 子育てと仕事の両立にあたっては、柔軟な労働環境の整備を企業に働きかけます。

4

すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

(1) 心のバリアフリー⁶の推進

現状と課題

すべての市民が共に、安心して暮らせるまちを実現するためには、ノーマライゼーションの理念を社会全体に浸透させていくことが重要となります。

しかし、平成18年度に実施した身体・知的障害者や精神障害者対象の調査では、それぞれ3割の人が日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じている状況にあり、ノーマライゼーションの理念はまだ浸透しているとはいえない状況にあります。

市民一人ひとりが障害や認知症等への理解を深め、「心のバリア」を解消していけるように、あらゆる機会を通じて相手に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることが必要となっています。

施策の方向

さまざまな立場の人が交流する行事や広報等による意識啓発を通じて、市民一人ひとりの障害や認知症等への理解を深めるとともに、人権尊重意識の向上を図ります。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
各種行事の開催 【再掲】	健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。	健康や福祉に関する行事や講演会を開催、あるいは開催に協力します。 市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。	健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 「障害者週間」「人権週間」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。
人権尊重意識の向上	障害や認知症に対する理解を深めます。 障害者と接する場に参加します。	市民の障害や認知症に関する理解を促進するため、講演会や当事者と接する場を提供します。 発達障害等、市民の理解の進んでいない障害に対する理解促進を図ります。	広報・市ホームページ等を活用し、市民の障害や認知症に関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。 障害のある子どもとない子どもの交流を積極的に推進します。

⁶ バリアフリー

すべての人が社会参加をしていくために、物理的・社会的・制度的・心理的なすべての障壁（バリア）をなくすこと。

(2) 防災・防犯活動の推進

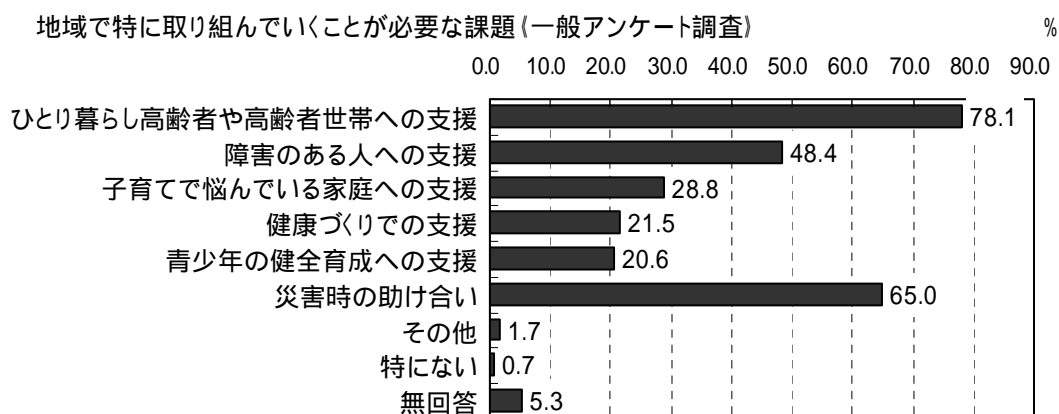
現状と課題

近年、台風や豪雨等による自然災害が多発しています。一般対象アンケート調査では、地域で特に取り組んでいくことが必要な課題として、「災害時の助け合い」が第2位となっており、防災に対する市民の関心が高いことがわかります。

災害時に迅速に対応し、市民の安全を守るため、地域での防災体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障害者や乳幼児のいる世帯など、避難に支援が必要な人たちに対する災害時の支援体制の整備が必要となっています。

また、全国的に子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えています。市民の防犯に対する意識を高めるとともに、地域において見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強め、安全な地域づくりを進めることが必要となっています。

地域で特に取り組んでいくことが必要な課題（一般アンケート調査）



施策の方向

災害時に備え、地域の防災活動を推進するとともに、災害時の要援護者に対する支援体制を構築します。また、市民を犯罪から守る活動を推進します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
地域の防災活動の推進	日頃から災害時の危険箇所、避難場所を確認します。 防災訓練に積極的に参加します。	消防団の加入を促進し、訓練に努めます。 自主防災組織を結成します。 防災訓練を実施します。	消防団活動の強化に努めます。 自主防災組織の役割と必要性を啓発し、結成を働きかけます。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政として推進していくこと)
災害時要援護者に対する支援体制の構築	<p>隣近所にどのような人が住んでいるのか、日頃から把握に努めます。</p> <p>万が一の災害時には、隣近所の安否確認をし、必要に応じて適切な機関に知らせます。</p> <p>個人情報保護について適切な理解を深め、情報提供に協力します。</p>	<p>災害時要援護者を把握します。</p> <p>民生児童委員等、各種相談支援員による見守り活動、サロン活動等、日常的な活動の中で災害時要援護者を把握し、地域の見守り体制を構築します。</p> <p>災害時要援護者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。</p>	<p>要援護者を対象とした福祉支援データマップ(仮称)を災害時にも活用し、災害時要援護者を把握し、データマップによって情報の集約と管理、更新を行うとともに、災害時における連携体制を構築します。</p> <p>災害時要援護者に対して効率的・効果的な支援を行うため、関係機関と適切な方法により情報を共有します。</p> <p>災害時要援護者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。</p>
地域の防犯活動の推進	<p>幼児期から「自分の身は自分で守る」という意識を持つように心がけます。</p> <p>地域の防犯活動に積極的に参加します。</p> <p>地域の安全に関する情報に敏感になります。</p>	<p>子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に参加・協力します。</p>	<p>児童生徒を不審者などの危険から守るため、浜田子ども安全センター指導員の配置、学校・警察・関係機関の連携による取り組みの強化、児童生徒危機対応訓練等の取り組みを推進します。</p> <p>市民の安全を守るため、警察等の関係機関と連携するとともに、市内で災害や事件・事故が起きた際に市民に情報提供を行います。</p> <p>防犯に関する情報提供等を通じ、市民の防犯意識の向上を図ります。</p>

(3) 移動手段の確保

現状と課題

本市の大部分には丘陵地や山地が広がっており、高齢化の進行と相まって、移動手段の確保は地域福祉の向上にあたって課題となっています。

本市では生活路線バスの運行や障害者を対象としたタクシー等の利用料金の助成等、移動に関する支援を行っています。

しかし、ワークショップでは移動手段の確保が課題の一つに挙がっており、今後も各施策を推進するとともに、市民のニーズを把握しながら、移動に関する利便性を向上していくことが必要となっています。

施策の方向

生活バス・タクシーの運行や障害者を対象とした移動支援を推進します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
生活バス・タクシーの運行	隣近所において、気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を築くように努めます。 生活路線バスや予約型乗合タクシー(デマンドタクシー)を利用します。	地域の高齢者、障害者の移送ニーズを把握し、移送サービス事業の立ち上げを検討します。 バス・タクシーは空き車両等、既存資源を活用します。 地域の助け合いによる移送のしくみを検討します。	市民の交通手段として、生活路線バスや予約型乗合タクシー(デマンドタクシー)を運行します。 児童生徒の登下校、校外活動におけるスクールバスを必要に応じて運行します。
障害者の移動支援	制度・サービスを適切に利用します。	行動援護、移動支援事業を実施します。 移動支援に関する制度・サービスを周知します。	障害者を対象に行動援護や移動支援事業といったサービスにより、外出時の支援を行います。 タクシーまたはバスの利用料金の一部助成を行います。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

現状と課題

本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、市民にとって安全で快適な生活環境の整備を図り、福祉のまちづくりを推進しています。今後も、すべての人が快適に暮らせる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進が必要となっています。

施策の方向

施設や交通環境において、バリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

項目	自助 (一人ひとりが努力すること)	共助 (地域が連携して取り組むこと)	公助 (行政と社協が推進していくこと)
公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等を利用した際に不便があれば情報提供をします。	ユニバーサルデザインに配慮した建物の建設を推進します。	誰もが使いやすいようにスロープの設置や身体障害者用駐車場の確保等、既存の公共施設の整備・改修に努めます。 新たに市の施設を建設する際には、設計段階から高齢者や障害者等の意見を参考にした整備に努めます。 民間による施設の建設や既存施設の改修において、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。
交通バリアフリーのまちづくりの推進	違法・迷惑となる駐車・駐輪をしません。	道路の清掃・整理や放置自転車等の通行障害物の排除等を行います。	歩道の拡幅や段差・傾斜の解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。 「浜田市自転車等の放置防止条例」に基づき、放置自転車を取り締まるとともに、交通マナーの意識向上を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

計画の進捗状況の点検及び見直しは浜田市保健医療福祉協議会において行い、必要に応じて地域福祉専門部会を開催します。

2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民・ボランティア・NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自分が住む地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題について自分たちで考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められています。

(2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

行政と協働して、本計画の推進役を担っています。計画の推進において、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

今後、地区社協ごとに話し合いの機会を持ち、地域の住民やその他の団体を交えて意見交換等を行いながら、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

(5) 行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係各課が相互に連携を図り、市政のさまざまな分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。



資料編

1 公民館単位の人口及び世帯の状況

単位：世帯・人

地区別	世帯数	男	女	計
浜田	4,247	4,083	4,666	8,749
石見	6,896	7,666	8,263	15,929
長浜	2,583	2,804	3,220	6,024
周布	2,129	2,553	2,841	5,394
大麻	128	117	140	257
美川	875	1,004	1,161	2,165
国府	2,610	3,030	3,465	6,495
浜田自治区	19,468	21,257	23,756	45,013
久佐	155	203	232	435
今福	222	282	312	594
美又	165	220	231	451
雲城	1,033	1,287	1,368	2,655
波佐	238	309	306	615
小国	92	125	137	262
金城自治区	1,905	2,426	2,586	5,012
今市	490	540	676	1,216
木田	136	166	198	364
和田	268	294	337	631
都川	146	169	188	357
市木	180	192	229	421
旭自治区	1,220	1,361	1,628	2,989
安城	401	438	481	919
杵束	329	333	376	709
弥栄自治区	730	771	857	1,628
岡見	590	697	764	1,461
三保	769	915	1,029	1,944
白砂	115	165	183	348
三隅	879	1,053	1,176	2,229
黒沢	131	153	165	318
井野	391	450	522	972
三隅自治区	2,875	3,433	3,839	7,272
合計	26,198	29,248	32,666	61,914

資料：総合窓口課(平成 19 年 10 月 1 日現在)

2 ワークショップのまとめ

(1) Aグループ

第1回

～地域福祉を進めていくうえで大切にしたいこととは～

- 「意識」と「無意識」
- 次世代へつなげていく
- つながり(すべての人に対する信頼のあるつながり)
- 思いやりと意識(人を思う気持ちと意識的な行動が大切)
- すべてにゆとりを(世話をする人・受ける方・自分自身もゆとりが必要)
- その人らしさ(その人らしさを周りが保障する。ありのままに受け止める)
- 人として支え合う(人間一人では生きていけない。支え合いの大切さ。かわりが必要)

その他、自由意見交換

- 浜田医療センターでは、平成19年10月から患者の退院時にケアマネも含めたスタッフが集まり、話し合いを行っている。現在3例実施。広島県尾道方式を参考に実施(視察も行っている)。浜田では尾道市とは異なり、患者の入院時から計画を作り、その入院治療計画をすぐにかかりつけ医に送り、退院の目安を図ってもらうシステムを作っている。

第2回

～優先的に話し合う課題(テーマ)を決める～

ステップ1 行政サービス・住民参加のしくみから支援の届きにくい人はどんな人か

- 社会資源(相談者・パソコン・制度)をうまく使えない人
- 社会資源から取り残されている人
- 困っていてもそれを発信できない人、ぎりぎりまで頑張る人
- 男性のサロン等への参加が少ない
- 収入が少ないにもかかわらず、制度が受けられない人
- 水道・電気・ガス等がなく、生活している人
- 民生児童委員等の把握からもれている人
- 障害者手帳の対象とならない人
- 引きこもりの人
- 本人からニーズを発信できない人
- 家族のみで頑張ろうとしたり、他人に知られたくないと思う人
- 母子家庭・父子家庭で困っている人
- 40歳代・50歳代の独身者の将来の生活不安

ステップ2 なぜ、サービスや住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人がいるのか

が決まったテーマ

地域力の低下

- 親切心とおせっかいの分別
- 地域力の低下
- 行事に参加しない。車がない

- 共助の精神の欠如では
- 同居意識が少ない

- 隣近所の関係の希薄さ
- 自分の困っていることを相談できる人がいない
- 人間関係の不信感

気づき

- ニーズを恥ずかしいことと思っている
- ニーズを発信できない
- 自ら発信できない人には課題を発掘する人が必要（欠けている）
- 福祉サービスに対する意識啓発がされていない

行政の説明不足と本人の理解不足

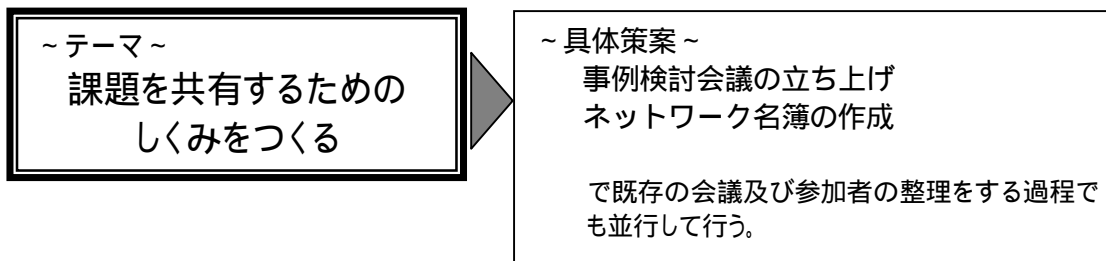
- 手続きが面倒と思っている
- サービスの内容がわからないから発信ができない
- 福祉サービスの利用の複雑さ
- サービス・制度がわかりにくい。利用できない
- ニーズを発信する方法を知らない
- 相談窓口の宣伝不足
- 相談する窓口（またはその存在）を知らない
- （支援する側が）上辺だけの任務になっていないか

課題を共有するためのしくみをつくる

- ネットワークがない
- しきみがない。あっても課題共有の場となっていない
- 連動していない
- 個人
- さまざまな会議
- 分断されている
- 課題共有の場。知っている人と知らない人
- 「Aさんは～」「Bさんは～」という視点の会議になっていない（なるべき）
- 解決できた（できる）事例の報告、表示がない
- 官民が参加できる事例検討会がない

第3回

～具体的な取り組みを決める～



具体策案リスト

事例検討会議の立ち上げ

概要	<p>公民館単位・自治区単位・全市単位の3つの単位で事例検討会議を立ち上げる。</p> <p>公民館単位の会議で解決できるものは解決する。自治区単位の定例会を開催して公民館単位の会議内容を報告し、公民館単位で解決できない問題を話し合う。さらに、自治区単位の定例会の内容を全市の会議に上げる。</p> <p>1つの会議の人数は10～20名程度。会議の規模によるが、会議の開催は2～3か月に1回程度。</p>
会議参加者	<p>会議の単位によって参加者が変わる。</p> <p>(例)自治会、町内会、サロン・福祉施設の代表者、民生児童委員、福祉委員、医師会、行政、福祉分野の識者など。実務担当者が参加する。</p>
活動主体(事務局)	行政+社協(または事例を抱えている機関)
行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の説明 ・ 既存の会議、参加者の整理と活用(現在は同じ人がどの会議にも出席しているため、整理が必要)

会議の規模イメージ図

各公民館単位の会議の代表者は自治区単位の会議に出席し、さらに、自治区単位の会議の代表者は全市の会議に出席する、というように、各単位の会議の代表者が上の会議に出席し、各会議をつなぐ(連携をとる)。

公民館単位については、公民館によって人口、範囲に差があることから、規模は地域によって検討が必要。

具体策案リスト

ネットワーク名簿の作成

概要	市内にある各種団体の名簿（連携先名簿）を作成し、ネットワークづくりに活用する。
名簿の掲載内容	団体名・代表者・連絡先・活動内容・ボランティア可能かを明記
掲載の仕方	<ul style="list-style-type: none">・ 団体・機関は官と民で分ける・ 団体・機関はライフステージ別に掲載・ 自治区別に分ける。電話帳のイメージ
活動主体	官は行政、民は社協がまとめる
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 掲載団体・機関は福祉にとらわれず、さまざまな分野（例えば、地域のスポーツ少年団なども含む）・ 名簿は市民に見える形で公表する・ 定期的な更新が必要・ インターネットを活用。最新情報の更新をする



(2) Bグループ

第1回

～地域福祉を進めていくうえで大切にしたいこととは～

- 気づき（生活の中で、近所の人たちが気づきをもった関係）
- 意識（セミナーなどを通じた意識づけが大切。セミナーには障害者ばかりが集まり、地域に溶け込めていない）
- 危機感、ビジョン（市民も危機感・ビジョンを共有する。地域とのつなぎ役として、コーディネーターの育成）
- つながり（連携からネットワークづくりへ。横のつながりが無い。ちょっとしたあいさつもできていない）
- つながり（おせっかいな人がいなくなった。かわりができなくなってきた）
- 共働（心も大切だが、社会資源を大切に活用していきたい）

第2回

～優先的に話し合う課題(テーマ)を決める～

ステップ1 行政サービス・住民参加のしくみから支援の届きにくい人はどんな人か

- | | |
|---|-------------------------------------|
| • 高齢者虐待 | • 老人で介護サービスを受けていない人 |
| • 認知症の人を抱えた家族 | • 介護認定度が低いために、医療面のサービス（セルフケア）ができない人 |
| • 一人暮らし（高齢者） | • 障害児の閉じこもり |
| • 高齢世帯、障害児のいる世帯で、誰かが倒れた時（公的サービスを受けるまでの間。例えば、次の日の夕ご飯も困る） | • 発達障害児・者へのサービス |
| • DV | • 子育ての不安 - 虐待 |
| • 学校の長期休暇中の子どもの食事確保など | • ひとり親のため子どもが一人になる |
| • 風呂のない住居にいる高齢者 | • 病気の子どもの保育が小学校3年生までしかない |
| • 送迎のシステムづくり（中学・高校） | • 地域性・格差 |
| • 急な病気になった | • 子どもの送迎に対してお金がかかる（高校が遠い） |
| • 福祉弱者 | |
| • ハイリスク者だけど、なんとかやっている | |

ステップ2 なぜ、サービスや住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人がいるのか

が決まったテーマ

発達障害児・者の理解不足を解消する

- 障害者の家族が相談しやすい人・場が少ない
- 発達障害児（者）に対して地域（周囲の人）の理解が少ない
- 発達障害児・者を発見、支援するネットワークづくり
- 発達障害、コミュニケーションの課題。学校でよりも、地域で居場所、遊びを

- 高次脳機能障害・難病・若年性認知症など、少ないケースの孤立

- 地域の温度差をなくす。交通システムの構築
浜田市 石見交通・タクシーなど
介護タクシー

公的サービスでは対応できない

- 低所得に対する支援不足

- サービスが申請ありき。当事者がニーズ（今は必要ない支援）を理解し、受け入れないと何も始まらない
- 必要なサービスを受け入れるまで見守り、寄り添うところにお金は出ない
- 介護保険の給付のしくみの不足を補完するサービス

- 認知症の方自身のケアは介護保険でカバーできるが、家族ケアは介護保険サービスにはない。でもとても大切。
ないとストレス
セルフヘルプグループの支援
在宅あきらめ、不適切な対応など

- 現況の認識不足（例えば、高齢だから仕方がないとあきらめている）お金がないからできない
- 支援が必要だが、どこに言ったら良いかわからない

- 必要なことにお金が見つからない

地域力

- 緊急時の対応がしやすいシステムの不備
- ご近所力（困った時のお互い様）の低下
- 相互支援（助け合い）のできる地域づくりはすべての住民の課題。公的サービスだけではカバーできない。この課題に参画していない住民はどうするか。
- 地域で見守る力が不足している（交流がない）
- 要支援者、リスクのある人からの発信不足

- 学童期の時間外支援
- 子どもの遊び空間

- 外国人の暮らしにくさ

第3回

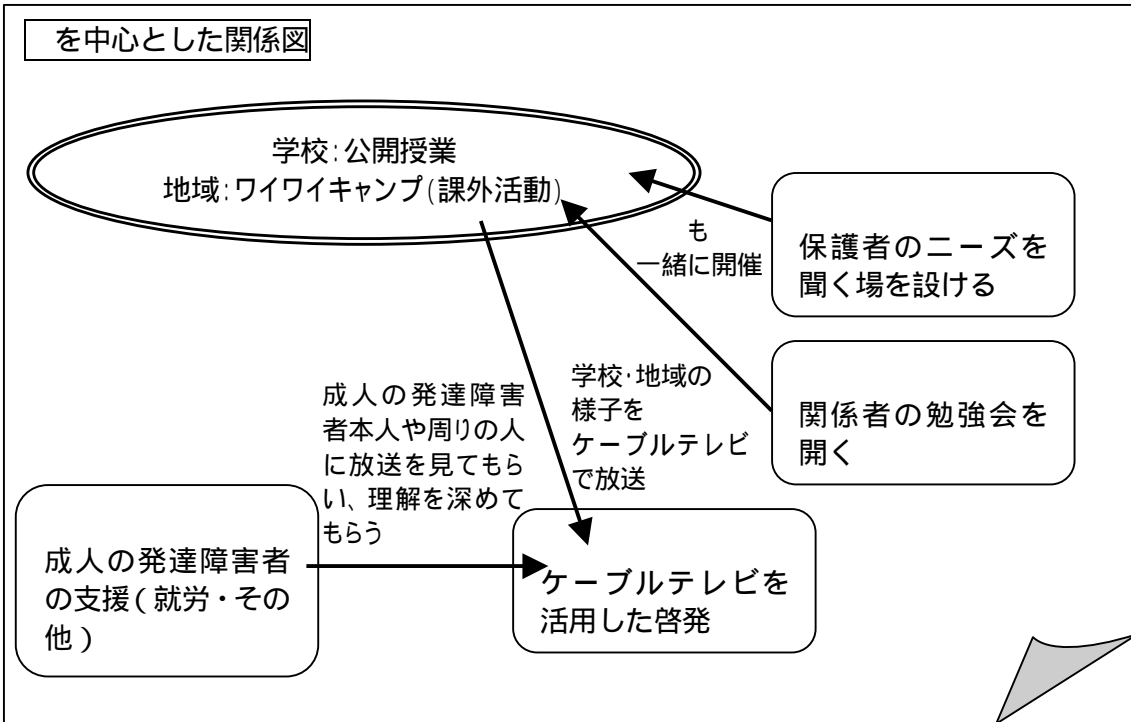
～具体的な取り組みを決める～

～テーマ～
**発達障害児・者の
 理解不足を解消する**

～具体策案～
 保護者のニーズを聞く場を設ける
 発達障害を理解するための配布物（本・CD等）
 ケーブルテレビを活用した啓発
 発達障害の子どもと学校や地域で実際に接し、理解を深める機会をつくる
 関係者の勉強会を開く
 成人の発達障害者の支援（就労・その他）

～のうち、がキー。関係性は後述。

具体策案リスト（～を組み合わせた案） 発達障害の子どもと学校や地域で実際に接し、 理解を深める機会をつくる	
概要	本や講座では発達障害を理解することは困難であり、障害者福祉に携わる関係者でも障害について理解できていないことがあるため、実際に障害のある子どもと接して理解する場があることが望ましい。 学校が最も取り組みやすいが、子どもの様子は地域と学校では異なることから、学校と地域の両面からの開催が重要。加えて、保護者のニーズを聞く場とする。 一方で、このような場に出て来ない人や発達障害という言葉を知らない人に対して、理解・受容を促すため、この取り組み内容をケーブルテレビで放送し、啓発も進める。
対象者(参加者)	障害のある子どもとその保護者・教員・障害者福祉の関係者
場所	学校（公開）・野外（自然の家など）
活動主体	教育事務所・教育センター
連携先	特別支援教育コーディネーター（企画をしてもらうか?）・ウインド・学校・行政
資金	補助金+自己負担
行政への要望	関係者の連携を図るための調整



(3) Cグループ

第1回

～地域福祉を進めていくうえで大切にしたいこととは～

- 人と人とのつながり(ネットワーク。場所(家・コミュニティー))
- つながり(関係機関同士。地域の人と人とのつながり)
- すべてに関心を持つ
- あきらめない(心や気持ちに訴えることは困難だが、あきらめずに続けることが大事)
- 見守り(意識づけが重要と感じる。地域福祉は奥が深い)
- 地域福祉を常に意識しながら業務にあたる(推進する上ではあきらめないことが必要)

第2回

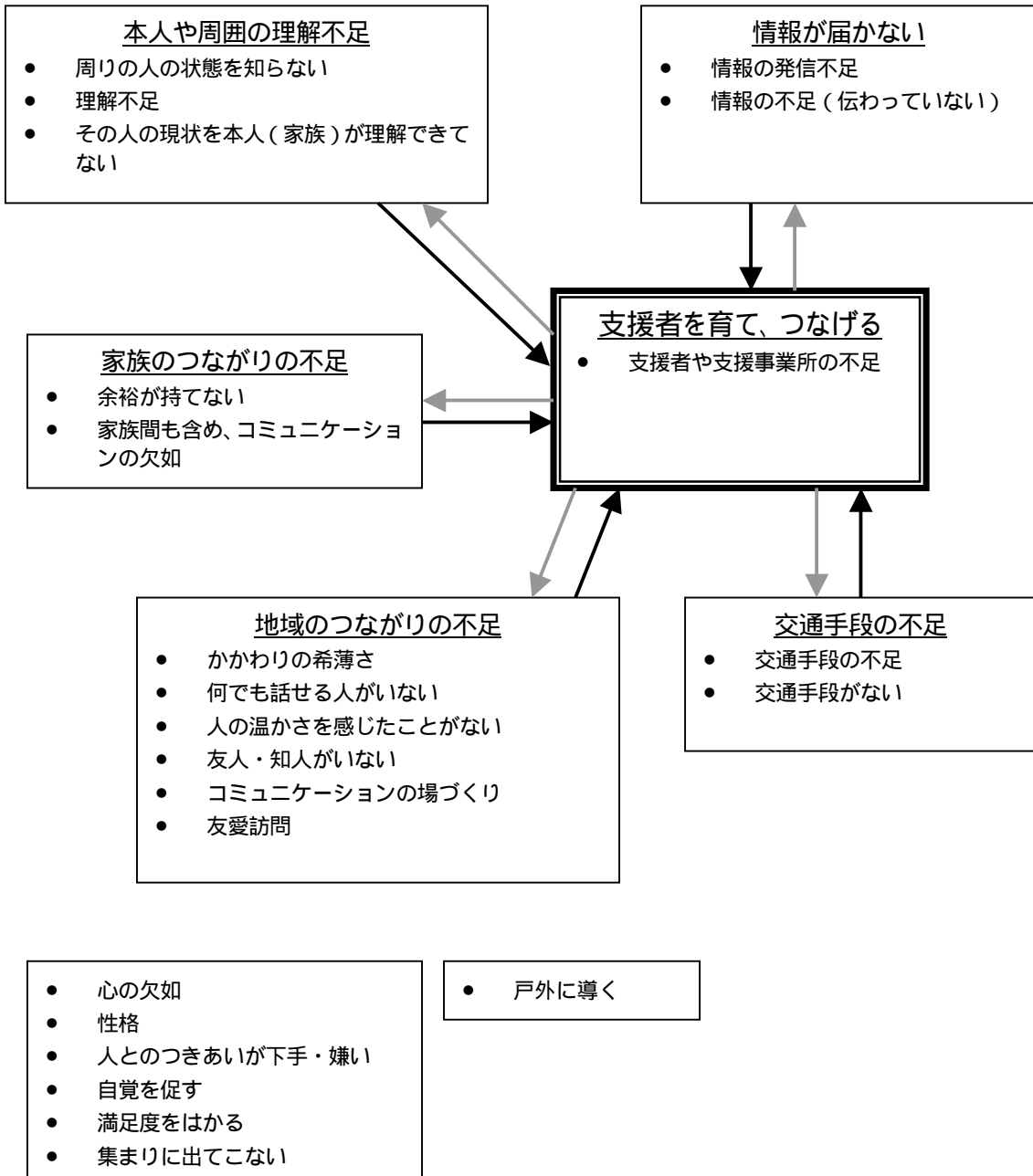
～優先的に話し合う課題(テーマ)を決める～

ステップ1 行政サービス・住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人はどんな人か

- 現状を受け入れられない人
- 閉じこもりの人
- 地域との交流を避ける人
- 一人暮らし
- 外に出る手段がない
- 家族が外に出さない、出させることをしない
- コミュニケーションに欠ける人
- 人嫌いの人
- プライドの高い人(人の意見を聞かない人)
- お金持ちの人

ステップ2 なぜ、サービスや住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人がいるのか

が決まったテーマ



第3回

～具体的な取り組みを決める～

～テーマ～

支援者を育て、つなげる

～具体策案～

コミュニティ単位内の(分野を越えた)専門機関の連携会議
福祉現場などの経験者(退職者)・高齢者クラブなどを活用した地域のリーダー育成

が特に取り組みたいこと。

具体策案リスト

コミュニティ単位内の(分野を越えた)専門機関の連携会議

概要	コミュニティ単位(地域の課題・問題点が把握できる範囲)で専門家が集まり、協議する場を設ける。 さらに、各単位の中で高齢者・障害者・児童等の分野ごとに個別グループをつくり、具体的な事例検討を行い、支援する側同士の連携を図る(支援者同士をつなぐ)。
単位(開催場所)	公民館単位
活動主体	社協
連携先	関係機関
行政への要望	会議の調整

具体策案リスト

福祉現場などの経験者(退職者)・高齢者クラブ
などを活用した地域のリーダー育成

概要	福祉現場などの経験者(退職者)に研修を行い、地域のリーダーとして育成する。
(養成の)場所	公民館・総合福祉センター・集会所・地域活動支援センター等
活動主体	社協
連携先	保健医療福祉の分野で専門的な指導ができる機関・行政
資金	研修は自己負担・経験者による団体設立には補助金等活用
行政への要望	意識啓発・最初からかかわりを持つこと(行政がかかわることによってブランド効果がある)



(4) Dグループ

第1回

～地域福祉を進めていくうえで大切にしたいこととは～

- 人の輪(人の輪がないといろんなことがつながっていかないと思うから)
- 人を思う心・人を大切にする気持ち(信頼関係がないと成り立たない)
- 人とのつながり(一人ではできない問題なので、人とのつながりを大切にする事で輪が広がっていく)
- 福祉は家庭が出発(地域にどう下ろすかが大切)
- 人と人とのつながり・信頼関係が大切
- 同じ目線で(対象者が敏感に感じ、相談が切れることもある)

その他、自由意見交換

- ゆとりを持って、大きな視野で行動したい。
- 以前と比べたら地域がなくなっている。
- 近所の子どもが遊びに来ても親のしつけがなっていないと思うような行動が気になる。
- 親同士のつながりがないので、子ども同士のつながりもないのか？

第2回

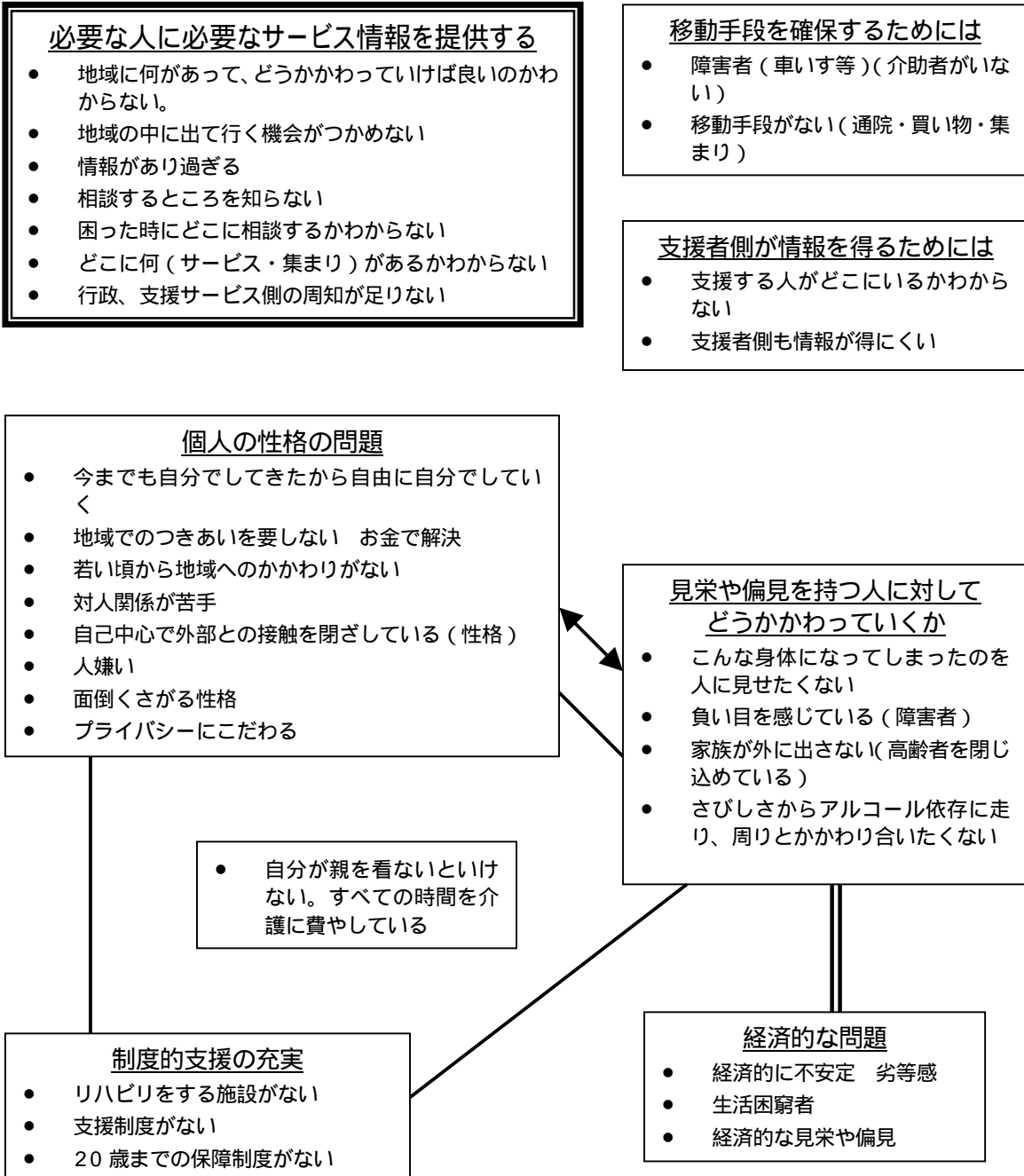
～優先的に話し合う課題(テーマ)を決める～

ステップ1 行政サービス・住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人はどんな人か

- 車や連れて出る人など、外出する手段がない人
- 地域、地域の人を知らない人
- 一人暮らしで時間的に忙しい人
- 面倒くさがりの人
- 地域に無関心な人
- 転入者
- 個人主義の人
- 介護する人
- 友人のいない人
- 閉じこもりの人
- 出たいのに出られない人
- 出たくない人
- うつ病の人
- 治療中断者(病気の人)
- 障害者手帳がない人(制度の狭間の人)
- 養護学校卒業後 20 歳になり年金をもらうまでの間など、家族に金銭的な面で支援をしてもらふ必要のある人
- 虐待を受けている人
- 家族が外に出さない人

ステップ2 なぜ、サービスや住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人がいるのか

が決まったテーマ



第3回

～具体的な取り組みを決める～

～テーマ～

必要な人に必要な
サービス情報を提供する

～具体策案～

公民館等を利用し、クチコミネットワークをつくる
サロン活動を利用し、クチコミネットワークをつくる
インターネットの活用
情報センターを設置する
情報共有パンフレットを作成する

が特に取り組みたいこと。のみリストアップ。

具体策案リスト

サロン活動を利用し、クチコミネットワークをつくる

概要	高齢者は大きな単位では集まりづらい（移動が大変で行きづらい）が、もっと小さい単位だと近くて集まりやすい。そこで、身近な単位としてサロンの場を活用し、サロン活動等に講師に来てもらって話を聞き、聞いた人がその話（情報）をクチコミで地域に広めていく。
場所	既存のサロン開催場所のほか、集会所や民家でも可。
講演内容	<ul style="list-style-type: none">・ 介護・防災・防犯等、生活に関する情報提供・ 趣味、特技を生かした講演（例：絵手紙を書ける人等）
資金	クチコミは資金がかからない。講師を呼ぶ資金はその地域で集められる範囲内。
課題	<ul style="list-style-type: none">・ クチコミのため、きちんとした情報を正しく伝えることが重要。・ 講師に来てもらえるかどうか。・ どんな人を講師に呼ぶか。・ どこに講師となる人がいるかわからない。

(5) Eグループ

第1回

～地域福祉を進めていくうえで大切にしたいこととは～

- 声かけ・双方向（両方から声かけができるような社会にしたい）
- 意識（地域福祉を意識して声かけをする。意識して声かけをすると違ってくるのでは）
- 個人の意志の尊重（やりたくない人の気持ちも大切にしたい）
- 声のかけ合い（「おはよう」「元気」などの声かけで親近感が生まれる）
- 「ふ」だんの「く」らしが「し」あわせに
- 共助のネットワーク（移送問題）

第2回

～優先的に話し合う課題(テーマ)を決める～

ステップ1 行政サービス・住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人はどんな人か

- コミュニケーションを好まない人
- 移動手段のない人（支援したいが事故が...）
- 町内活動に参加しない（忙しくなっている...）
- うつ状態の方など、こちらからかかわりにくい（親族に依存している・パラサイト）
- 障害があって就労できない人
- 介護保険の対象にはならないが、遠くまでは歩けず、交流しにくい
- 本人が何らかの問題を持っていても家族や本人がかかわりを持つことを拒む場合
- 一人暮らし高齢者
- 低所得者
- 夫婦で視覚障害
- 地域全体で高齢化、集落に店などもない...

ステップ2 なぜ、サービスや住民参加のしくみから支援の手が届きにくい人がいるのか

が決まったテーマ

移動手段を確保する

- 高齢者等の生活移動手段
- 交通手段がない(山間地域等)
- 責任問題

- 近くにお店がない
- 山間地からの人口流出
- 障害があっても働ける場がない
- 就労する場所がない

生活全般にゆとりを持つ

- 労働時間が長いためのゆとり不足
- 生活にゆとりがほしい
- ゆとりがない(気持ち・時間・お金・仕事・生活)
- 子育て最中で、時間的にも精神的にもゆとりがない

- 独居(認知)への対応。地域のかかわり

身近な所で交流の場を確保する

- 地域行事に誰もが参加できる取り組み
- 高齢者のゴミだし。障害者のゴミだし
- 障害のために町内活動に参加できない

- 子どもたちへの正しい福祉教育(まずは大人から)
- 情報にアクセスする能力(教育の問題)
- 家庭や地域の理解不足や偏見

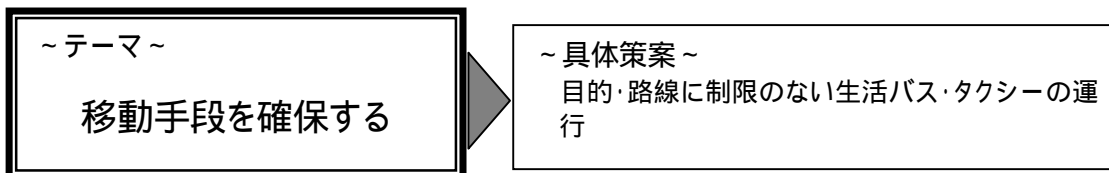
- 周囲を気にかける、気持ちに欠ける
- コミュニケーション下手、苦手
- コミュニケーション不足
- 無関心
- 性格による
- 地域への無関心
- 近所同士のコミュニケーション不足

身近な問題を解決する方法

- 生活上の困りごとを身近で解決できないか
- 家族や本人にとって信頼できる相談相手がない
- 介護保険の谷間にいる(健康面で)

第3回

～具体的な取り組みを決める～



具体策案リスト	
目的・路線に制限のない生活バス・タクシーの運行	
乗り物	<ul style="list-style-type: none">・ バス（スクールバスや社協所有のバスなど、空いているバスを活用）・ タクシー（普通のタクシーで相乗り制度をつくる）
利用目的	買い物・通院等、生活のあらゆる場面で利用可能。
路線	路線の形態はいろいろあると良い。自宅からバス停への接続など、基幹線を補完するための路線（手段）が必要。
活動主体	自治会
連携先	行政、社協、バス・タクシー会社
資金	行政、社協、利用者負担
効果	<ul style="list-style-type: none">・ 既存資源（市・社協等が所有する空き車両、バス・タクシー会社）の有効活用。・ 自治会（地域住民）が活動主体となることで、地域内の交流が深まる。
行政への要望	バス・タクシー会社への事前の働きかけなど、地域住民が取り組めるようにしくみをつくる。

(6) ワークショップ参加者の感想

3回のワークショップを終えての参加者の感想

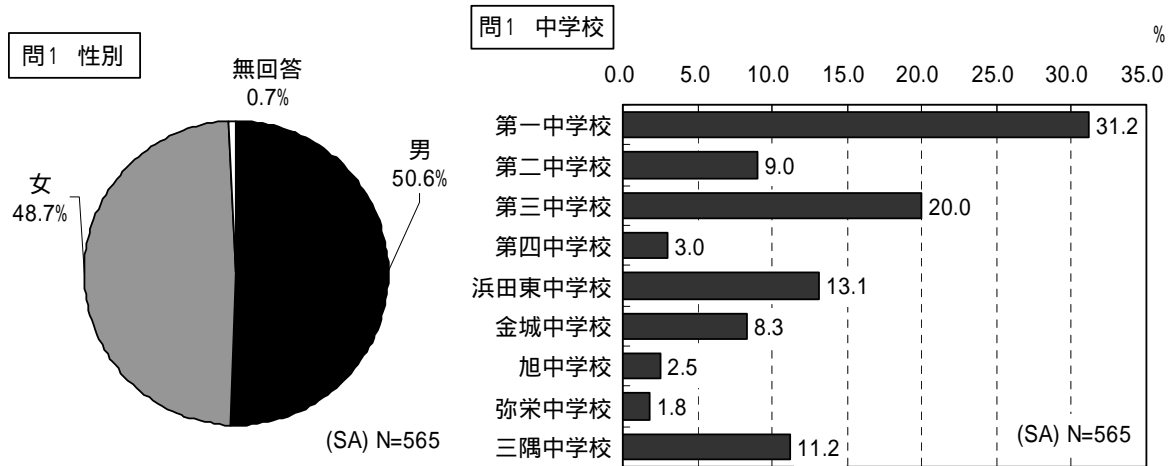
ご意見
<p>浜田市地域福祉計画会議に端を発し、ワークショップが開催され、多くの意見を聞くことができたことに感謝している。しかし、これで終わりではなく、以後定期的にこの意見、希望を具体化するための会議を重ねていかねばならない。一市民としてこのような連携の会をお願いしたい。</p>
<p>多分野の方からの意見を聞くことができ貴重時間となった。地域福祉を進めていく中で重要であると感じたことはマンパワーであると思う。フォーマル・インフォーマルを含めた支援機関の存在をそれぞれが知って活用することが福祉の充実を図ることにつながるのだと当たり前ながら実感した。Aグループの具体策に「名簿の作成」という話があったが、あれば非常に助かる。作成していただけた折にはぜひいただきたいと思う。</p>
<p>このような集まりを続けていただきたい。計画を実行していただきたい。</p>
<p>2回の検討では時間が少なかった。もう少し具体的な話ができればと思った。もう一つ目的・目標が整理できていなかったのが残念だった。うまく意見をまとめられなかったが、皆さんの話が聞いて良かった。</p>
<p>大変勉強になった。今後の活動に生かせるように努めたいと思う。このような機会を計画していただいたことに感謝する。</p>
<p>最初はどのようなワークショップになるのか不安だったが、回数を重ねるごとに自分の知らなかった多くの情報を得る機会となったと思う。</p>
<p>ワークショップは非常に楽しく勉強になった。さまざまな機関の方が参加され、共有できた課題もあり、ちょっとネットワークができたような気持ちだ。このようなワークショップでできた関係をしくみにしてほしい。</p>
<p>子育て支援にかかわることで発達障害について以前から興味があったが、理解を深めることができた。3回のワークショップにより、地域福祉を再確認できた。</p>
<p>このワークショップに参加させていただき、いろいろな意見が聞いて大変おもしろかった。こういったワークショップの開催を通じてより良い浜田市になるよう、共助の精神で進んでいきたいと思った。</p>
<p>当初、公費を使ってするだけの中身になるか疑問だった。有意義にするためにテーマを絞ったこと、ファシリテーターが上手だったこと、皆がイメージできるだけの経験もあり、とても良いワークができた。ただ、福祉計画全体の大きな枠組は何か、「地域」とは何か、コミュニティーとは何かなど基本的な言葉の定義をきちんとしないといけない。エンパワメントなどいろいろよく使うが、わかりにくい言葉をきちんと前提として押さえていく必要はあると思う。一番知りたいのはコミュニティーのコーディネーターの育成。</p>
<p>グループワークを重ねるうちに課題が見えてきた。諸団体(今回のメンバー)の多くの意見が聞いて良かった。こうしたメンバーのネットワーク会議が立ち上がれば良いと思う。社協としても考えていきたい。</p>
<p>このようなワークショップが定期的に開催されると良いと思う。浜田市地域福祉計画の作成及び改正に役立っていくことを願う。年度ごとの見直しに。</p>
<p>いろいろな方が集まってワークショップが開催されたが、すごいメンバーが集まっておられ、良い出会いができたと思う。</p>

ご意見
Bグループのテーマは初め、テーマを聞いた時には的を小さく絞ったテーマだったため、議論が進むのかと思ったが、多方面のいろいろな経験をお持ちの方が集まっている今回のワークショップではどんどんと私では思いも寄らないような意見が出て、私自身とても勉強になった。さまざまな視点から一つのテーマに対して考えるという今回の会はとても良かったと思う。
私は今まで弥栄村より大きな規模の会議等に出たこともなく、福祉の現場にいるわけでもなく、そういう意味でいろいろな方の意見が聞けて良かった。イメージできない部分もたくさんあったが、ネットワーク会議についてはメンバーに必ず若い人を入れていくというのを入れてほしいと思う。
まず、いろいろな分野の方との出会いができたことにお礼を申し上げる。福祉についての思いは同じであったように感じた。このワークショップでの検討事項は早急にできることから、自らも進めていきたい。
普段話をあまりする機会のない方たちと、一つのテーマをもとに話し合うことは楽しいことだった。3回全部出席できなかったことが残念だった。
これだけの分野から集まって、市内の暮らしの問題について討議することが本当にうれしく大切だと感じた。3回ではまだまだ少ないと思うが、同じ課題について共有・共感できたことが今回の一番の収穫だと思う。毎年こういった機会を設けていくためにも行政・社協・関係機関団体のネットワークづくりの重要性を改めて感じ、また、交流を図っていきたいと思う。
話し合いの内容よりはさまざまな活動をしている方たちと話し合う過程自体が楽しかった。福祉関係者以外の方たちのアイデアや発想という観点もあっても良かったと思う。
各団体からたくさんの方が参加され、お互いにいろいろな立場からの発言、情報に接することができ、本当に参考になった。良い勉強会になった。穏やかに話し合いが進められ、今後のそれぞれの活動の中に生かされていくことだと思う。今後も身近な地域でこのようなワークショップが持たれると良いかなと思った。知り合いになれた方々とこれからも連携をとっていきたいと思う。
大変有意義なワークショップであった。3回のワークショップの内容を地域福祉計画の策定にぜひ活用してほしい。
同じテーマを異業種の人と意見を交わすことにより、それぞれ発想がすばらしく、視野が広がった。行政だけとか同業種だけで考えるのではなく、このような方法で施策の企画等ができれば効率的な住民のニーズにあった施策が展開できると感じた。このような場(市民参加)をどんどんつくってほしい。そして今あるものを有効活用していく等の知恵も大切であると感じた。3回楽しく参加できた。
大きな計画よりも小さな具体策が動き出すことを願っている。ケネディの言葉より、国(市)が何をしてくれるのかを期待するのではなく、国(市)に対して自分が何をできるのかを問う地域力がつくことを願っている。年2回程度、このようなメンバーが集まり、検討会を持てることを願っている。
ワークショップに参加して、課題の整理、解決策等、一連の手法が参考になった。いろいろな意見が出て良かった。移動不便者に支援するしくみが住民参加や公的資源の活用によってできれば良いと思う。
福祉に関する考え方、いろいろな団体の寄り合いのため、話し合いに問題があるかと思ったが、福祉に関する考えは皆一緒であることが良くわかった。大変おもしろかった。皆様の考え方、良い勉強になった。

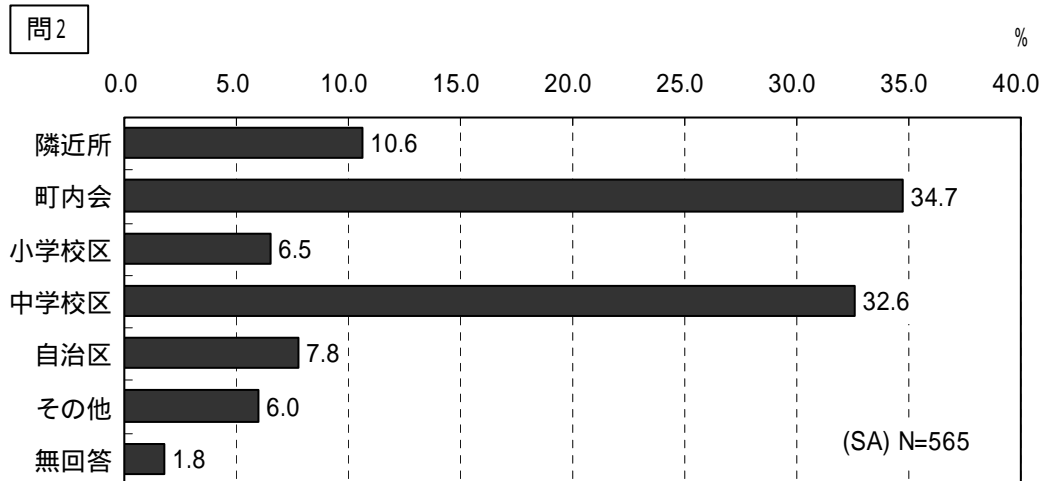
3 アンケート調査結果

中学生対象アンケート調査

問1 あなたについてお聞きします。

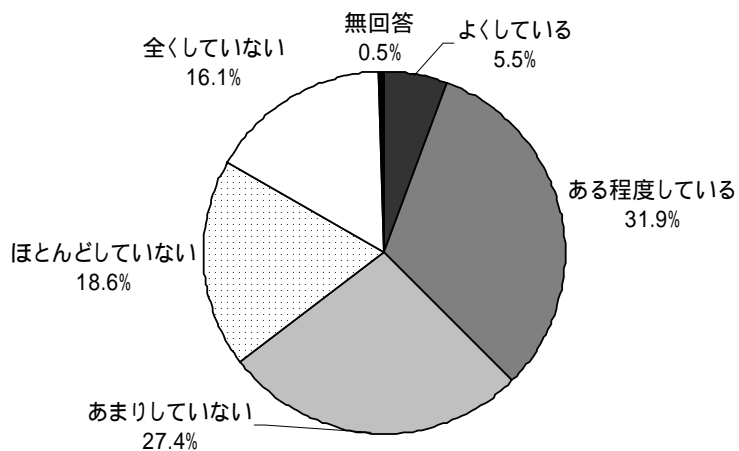


問2 あなたが身近に感じる「地域」はどの範囲のことをいいますか。
(1つだけ)



問3 あなたは地域の行事や活動などに参加していますか。(1つだけ)

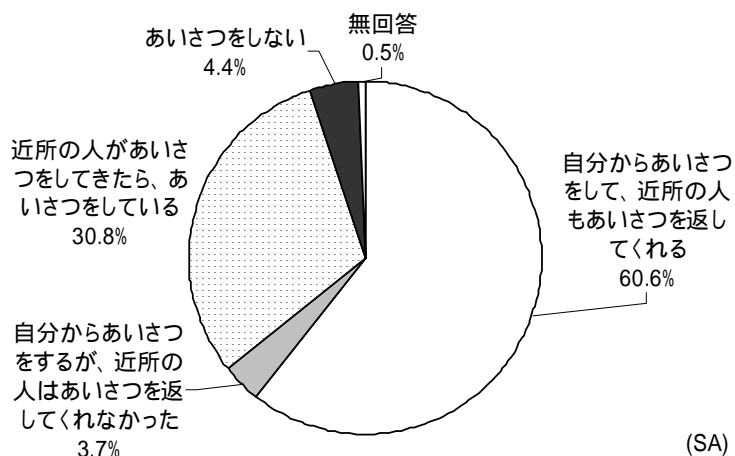
問3



(SA) N=565

問4 あなたは近所(町内・集落内)の人とあいさつをかわしていますか。(1つだけ)

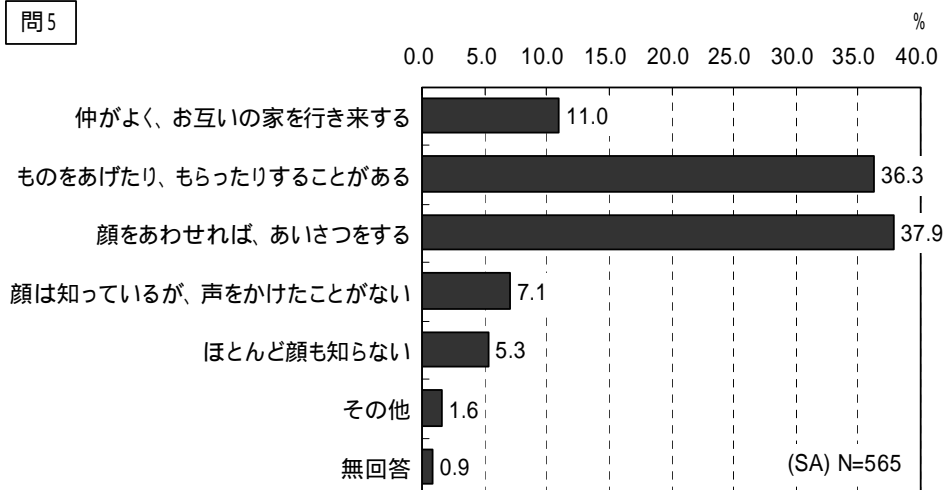
問4



(SA) N=565

問5 あなたの家と近所との付き合いはどの程度ですか。(1つだけ)

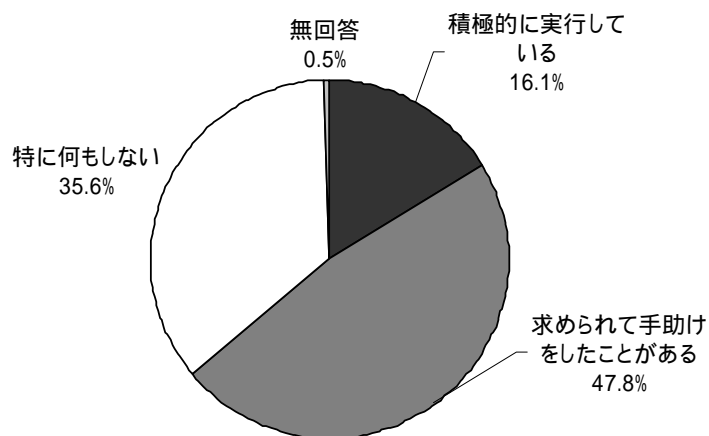
問5



(SA) N=565

問6 困っている人を見かけたとき、手助けをしていますか。(1つだけ)

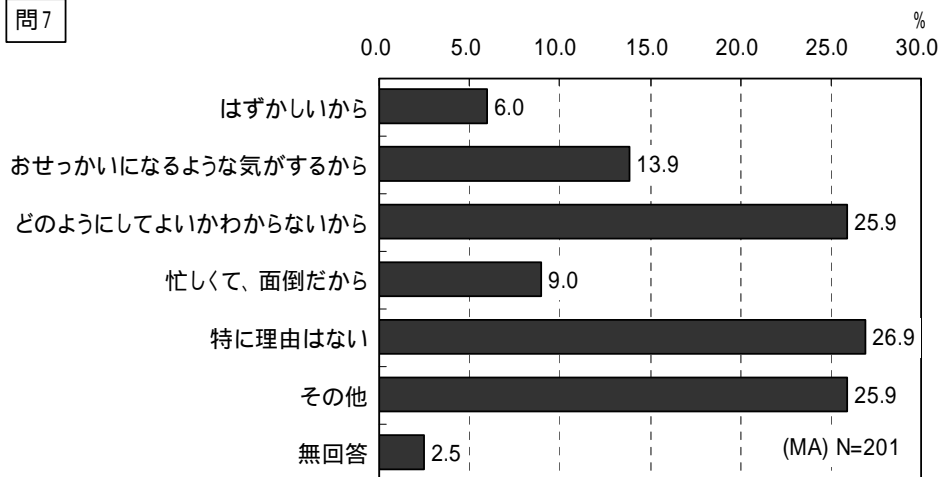
問6



(SA) N=565

問7 問6で「3 特に何もしない」と回答した人にお聞きします。「特に何もしない」理由は何ですか。(はいいくつでも)

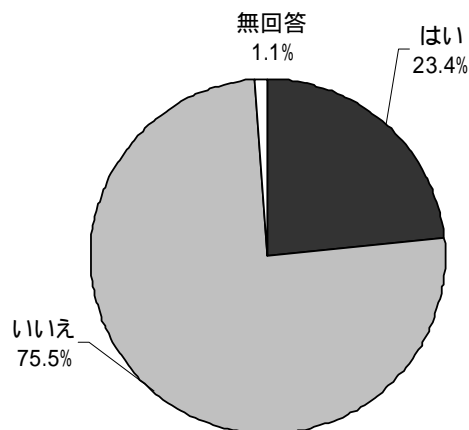
問7



(MA) N=201

問8 ボランティア活動を紹介する「からすみ」を知っていますか。

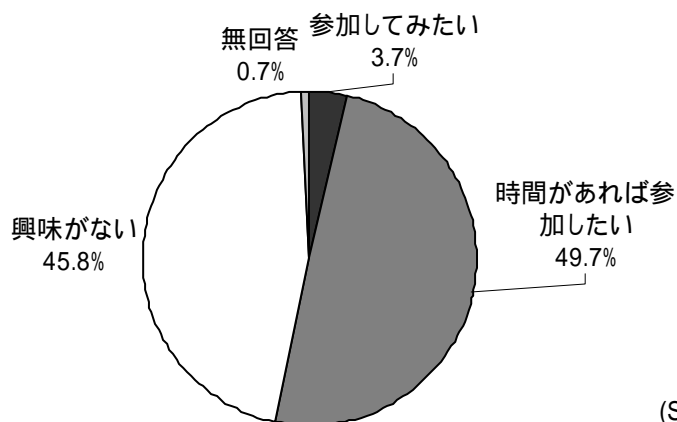
問8



(SA) N=565

問9 あなたはボランティアについてどう思いますか。(1つだけ)

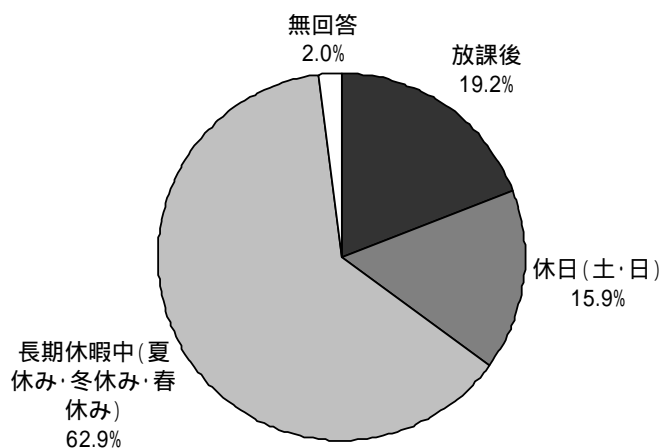
問9



問10 問9で「1 参加してみたい」「2 時間があれば参加したい」と回答した人にお聞きします。

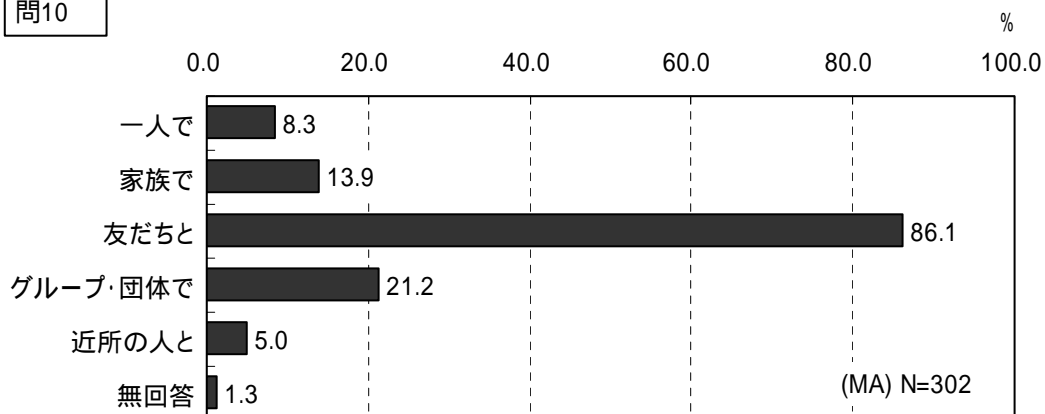
参加するとしたら、いつしてみたいですか。(1つだけ)

問10



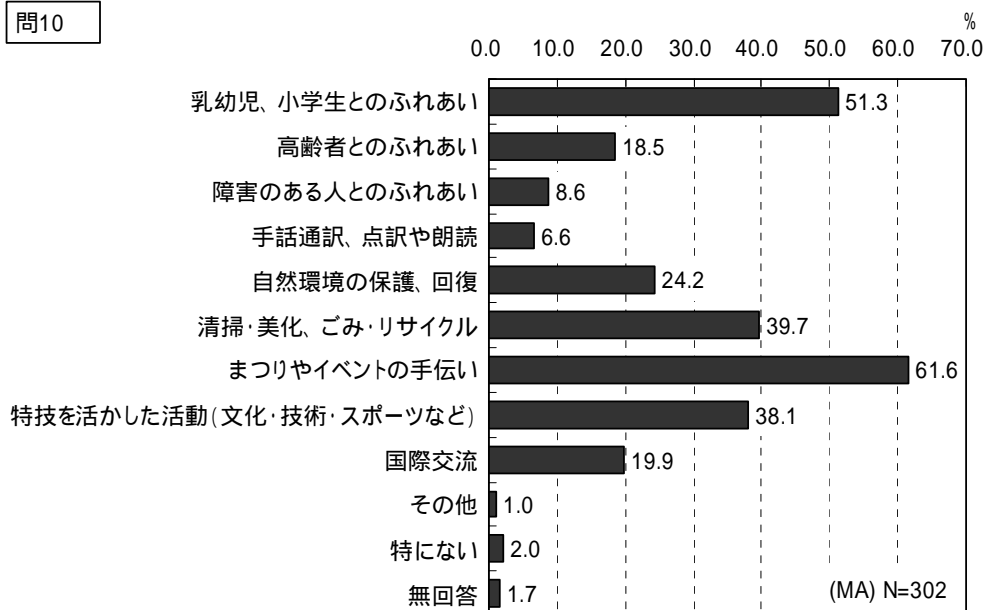
誰と参加したいですか。(はいいくつでも)

問10



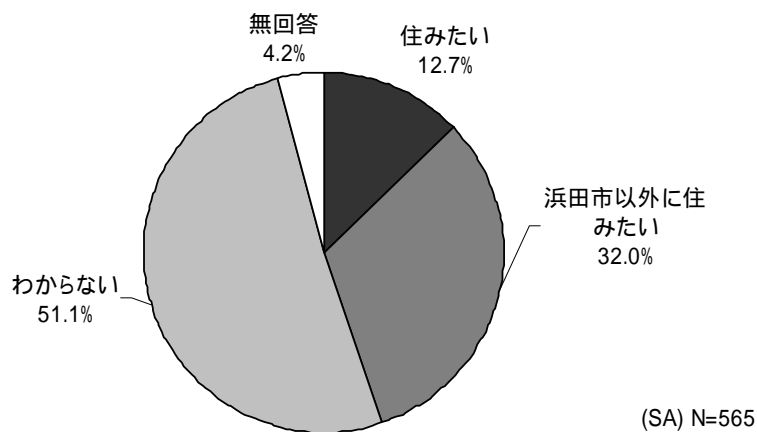
どのような活動に参加したいですか。(はいいくつでも)

問10



問11 将来、浜田市に住みたいですか。(1つだけ)

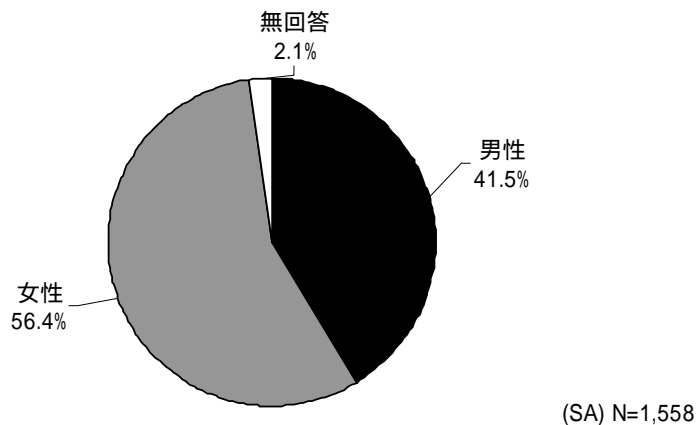
問11



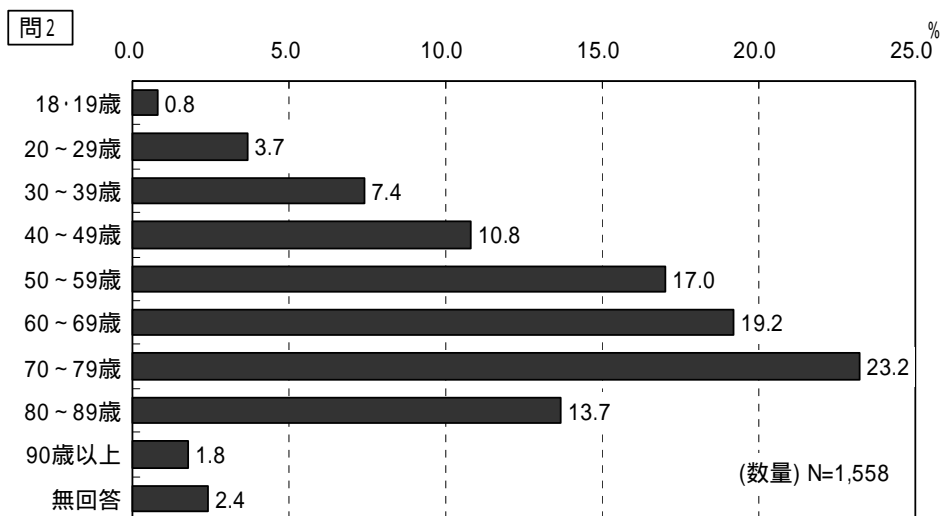
一般対象アンケート調査

問1 あなたの性別は。

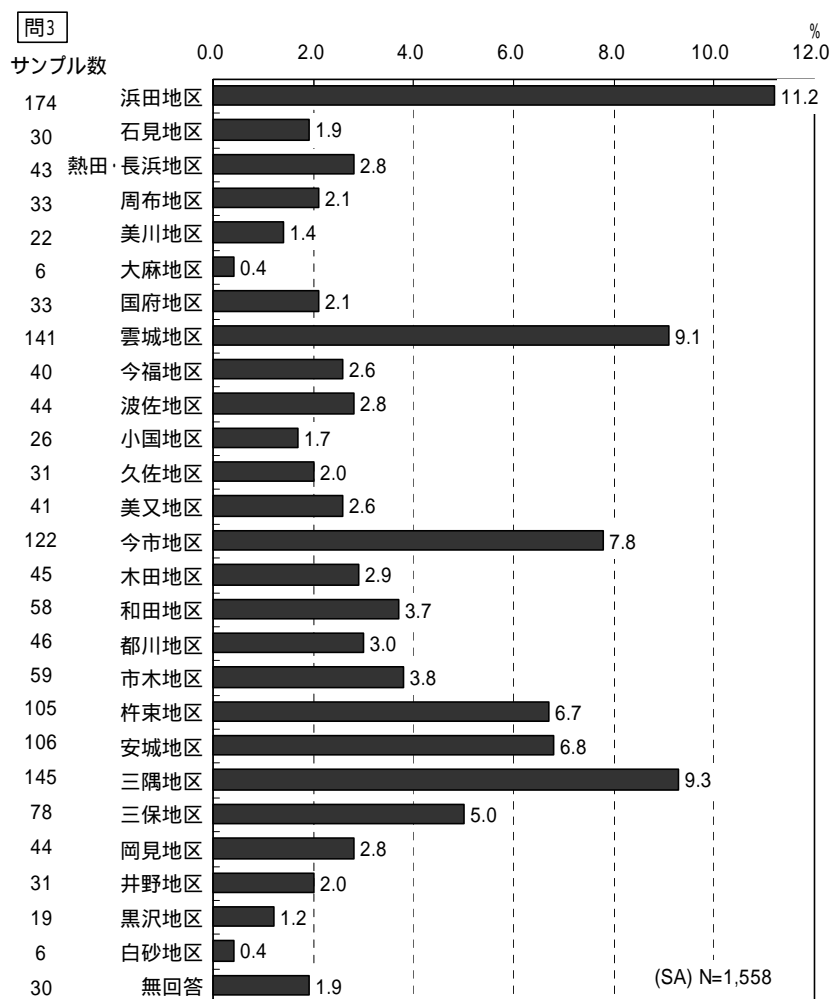
問1



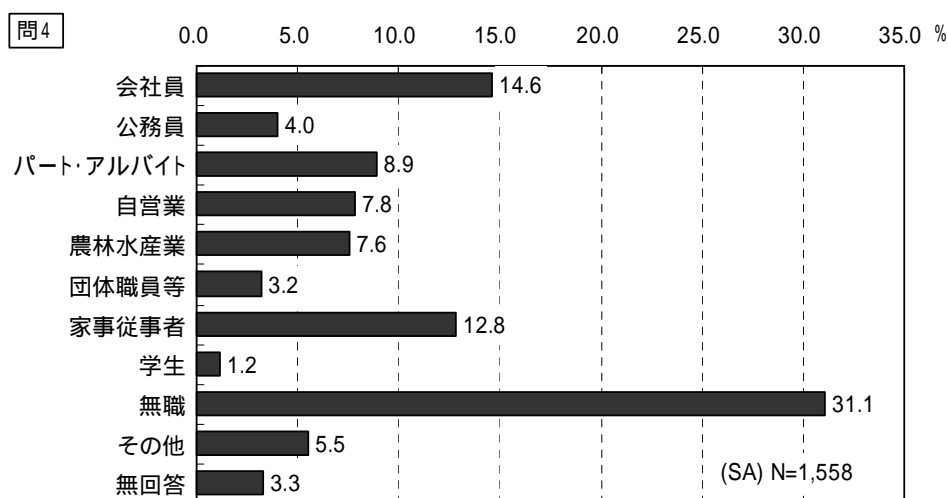
問2 あなたの年齢は。(平成19年3月1日現在)



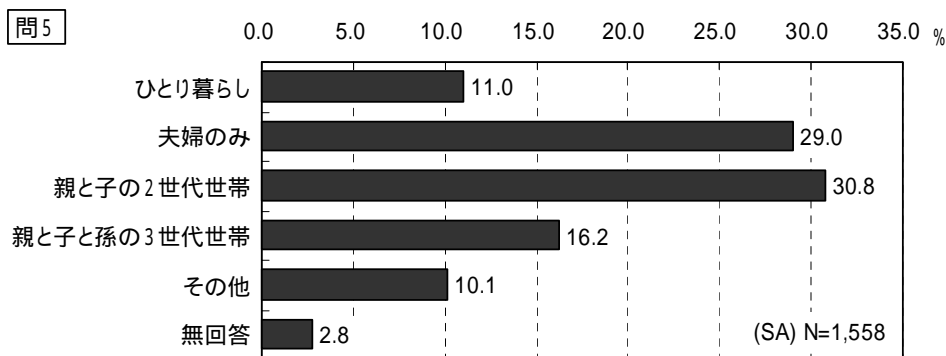
問3 あなたのお住まいは。(1つだけ)



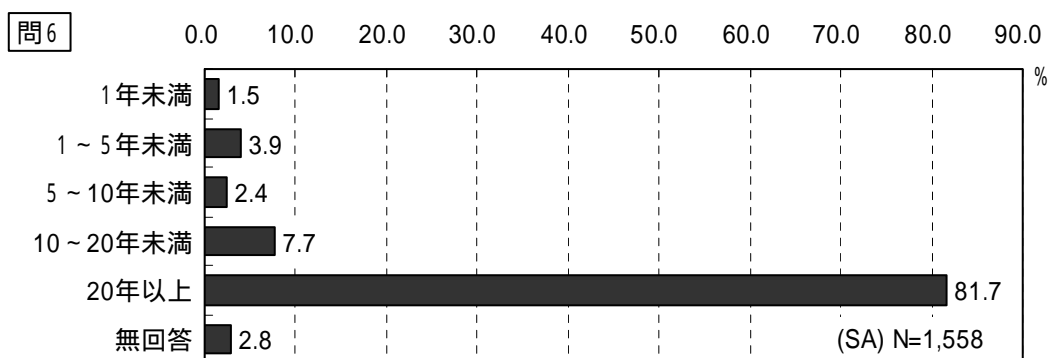
問4 あなたの職業は。(主なものを1つだけ)



問5 誰かと同居していますか。(1つだけ)



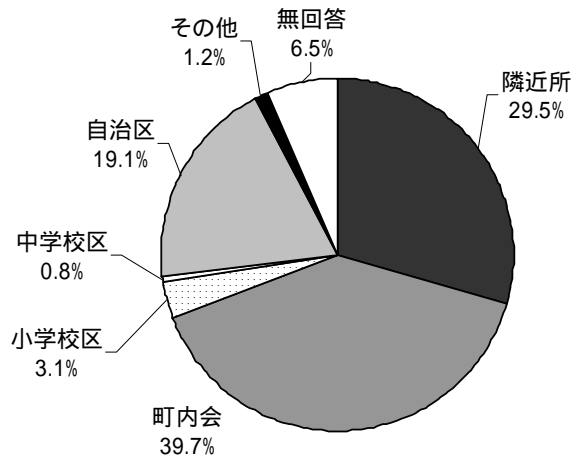
問6 浜田市に住んで通算(市外に住んでいた期間は除く)何年になりますか。(旧浜田市・旧金城町・旧旭町・旧弥栄村・旧三隅町としての期間を含みます。)(1つだけ)



問7～問40は健康増進計画に関する設問のため、省略

問41 あなたにとって住民が助け合うべき「地域」とはどの範囲のことをいいますか。(1つだけ)

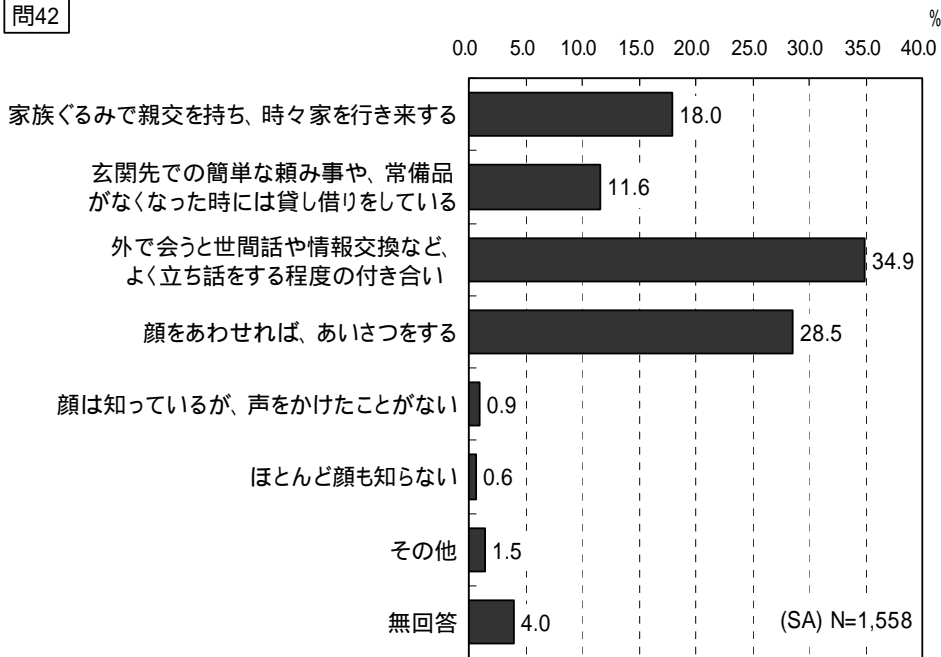
問41



(SA) N=1,558

問42 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。(1つだけ)

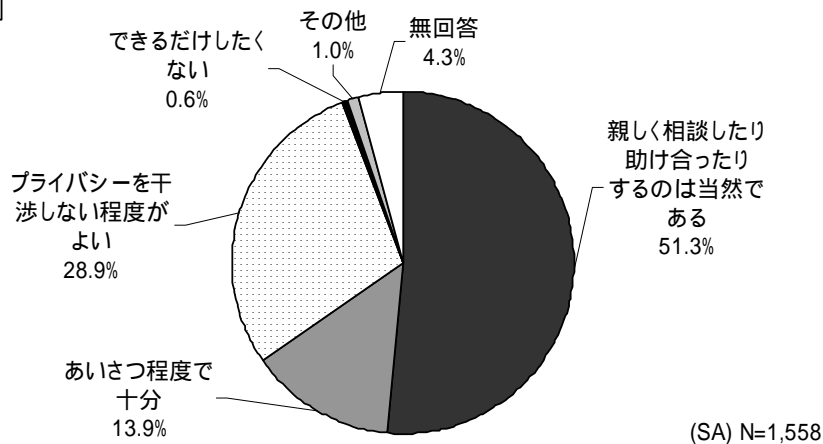
問42



(SA) N=1,558

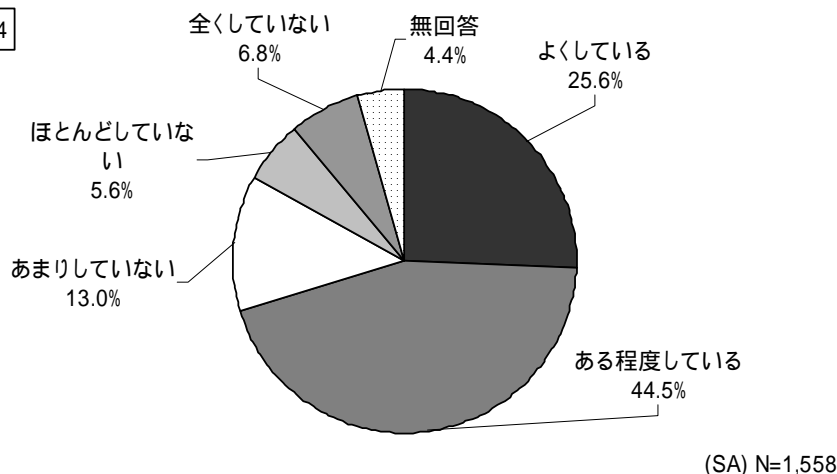
問43 あなたの近所付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。
(1つだけ)

問43



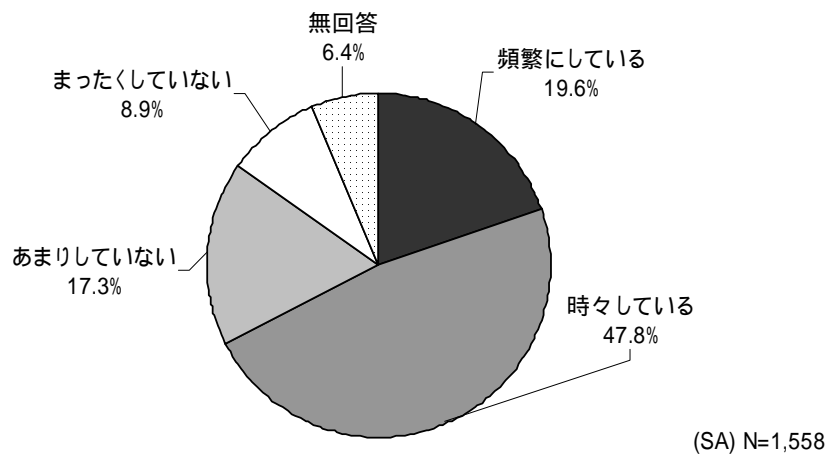
問 44 あなたは地域の行事や活動などに参加していますか。(1つだけ)

問44



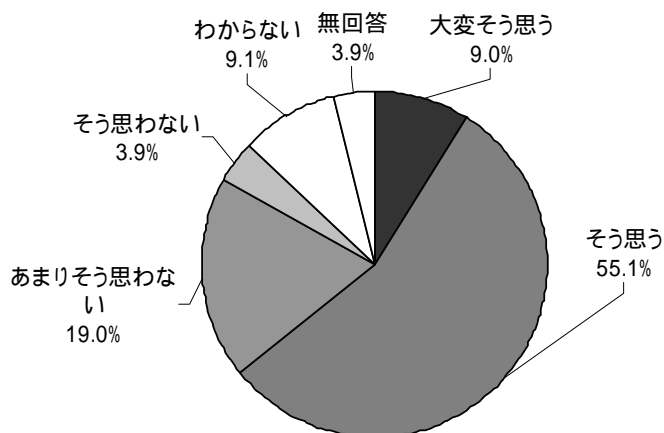
問 45 あなたは地域の子どもたちに注意を与えたり、あいさつなど声をかけたりすることはありますか。(1つだけ)

問45



問 46 あなたの住んでいる地域は、お互いに助け合っていると思いますか。
(1つだけ)

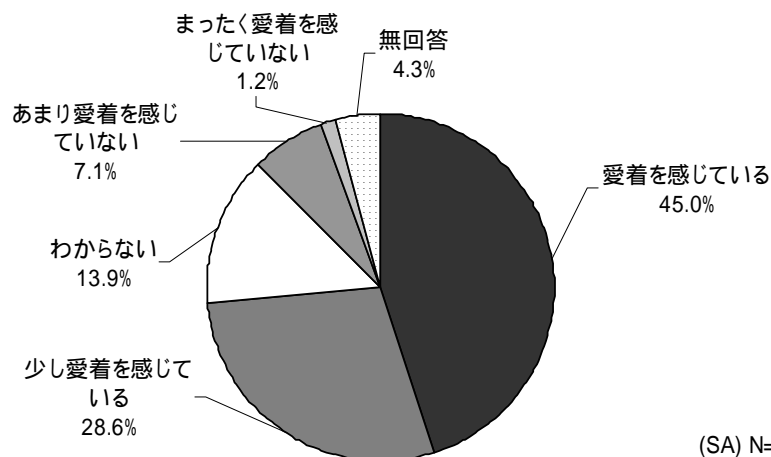
問46



(SA) N=1,558

問 47 今お住まいの地域に対して、どのように感じておられますか。(1つだけ)

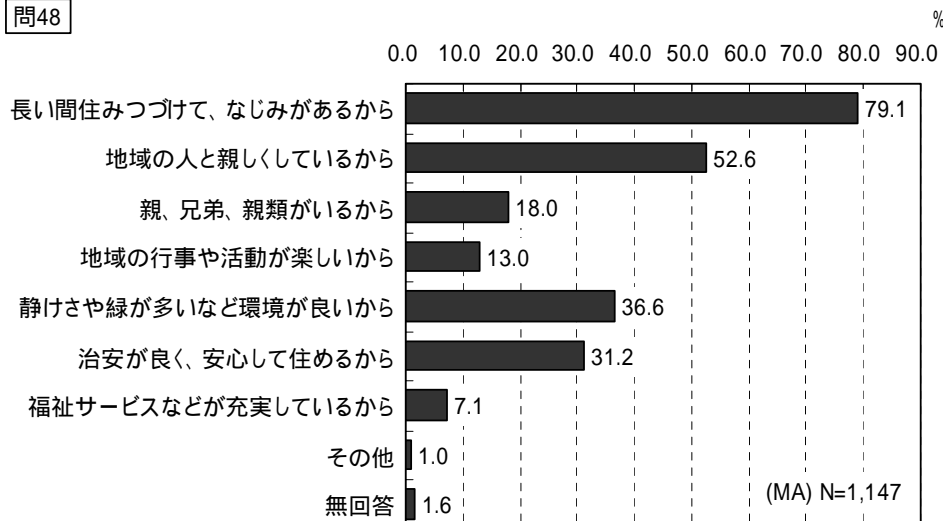
問47



(SA) N=1,558

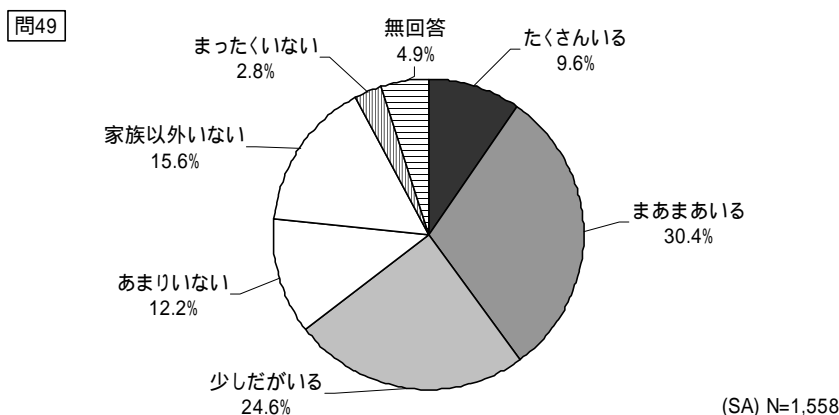
問 48 問 47で「1 愛着を感じている」「2 少し愛着を感じている」と回答された方にお聞きします。お住まいの地域に愛着を感じているのはどういうことからですか。(はいくつでも)

問48

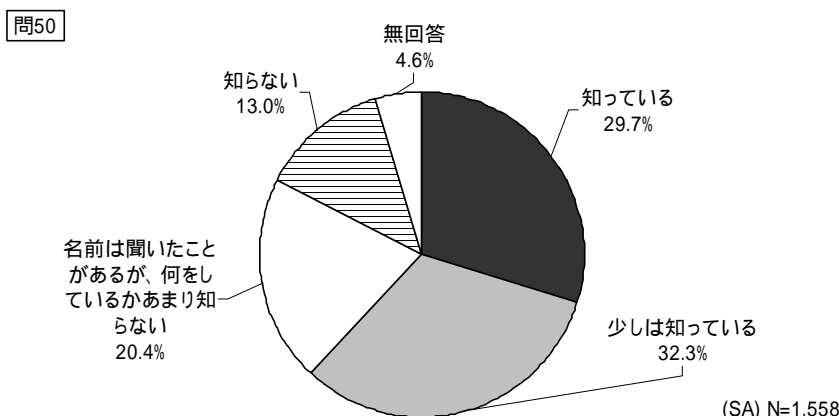


(MA) N=1,147

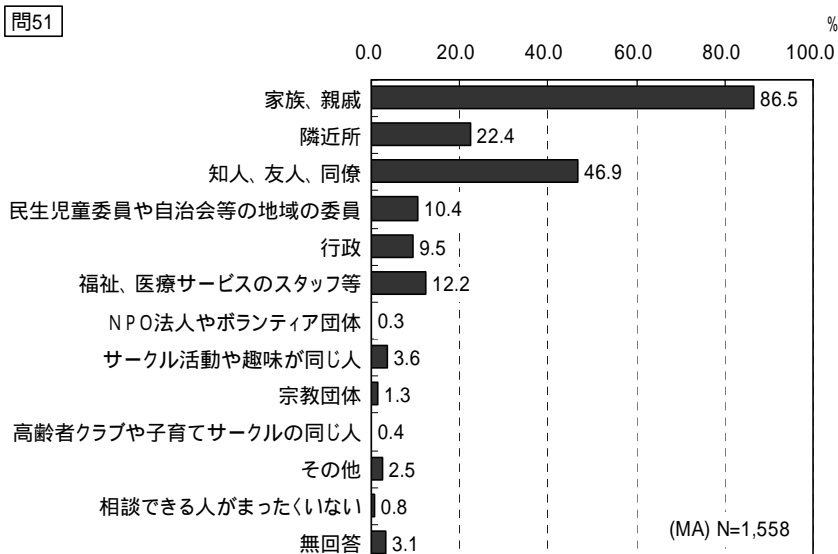
問 49 あなたは困ったことや心配ごとが生じたときに、あなたの地域ですぐに相談できる方がいますか。（1つだけ）



問 50 各地域では、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして「民生児童委員」がさまざまな活動を行っています。あなたは民生児童委員の活動や役割を知っていますか。（1つだけ）

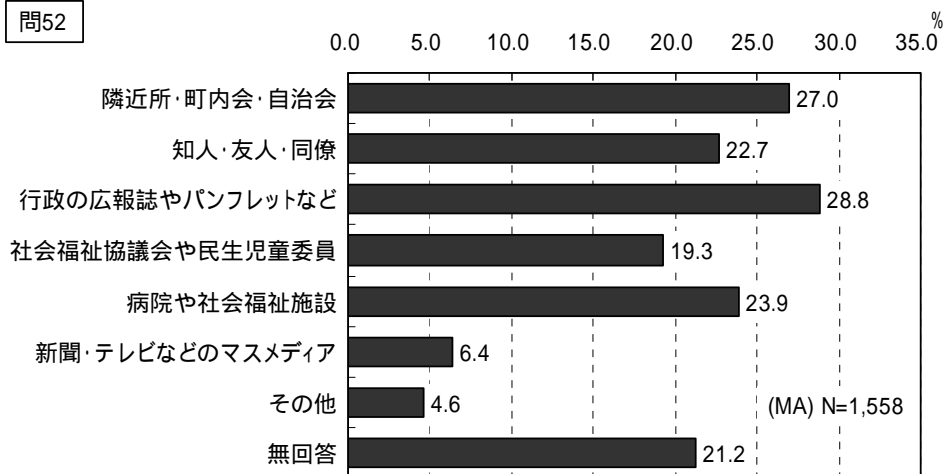


問 51 あなたは困ったことや心配ごとが生じたときに、だれに相談しますか。（はいいくつでも）



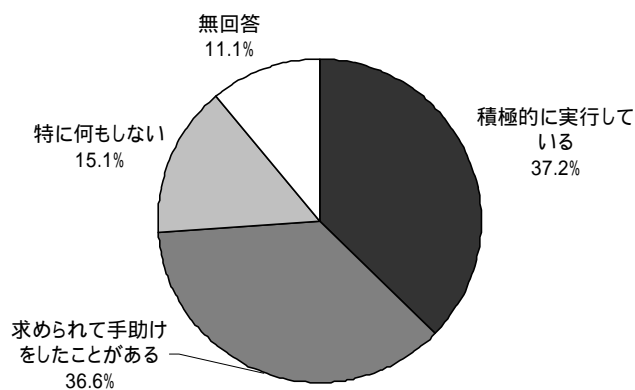
問 52 あなたを含め家族が、今までに高齢者、障害のある人、児童などの福祉サービスを利用された時、その福祉サービスの情報をどこから入手されましたか。(はいくつでも)

問52



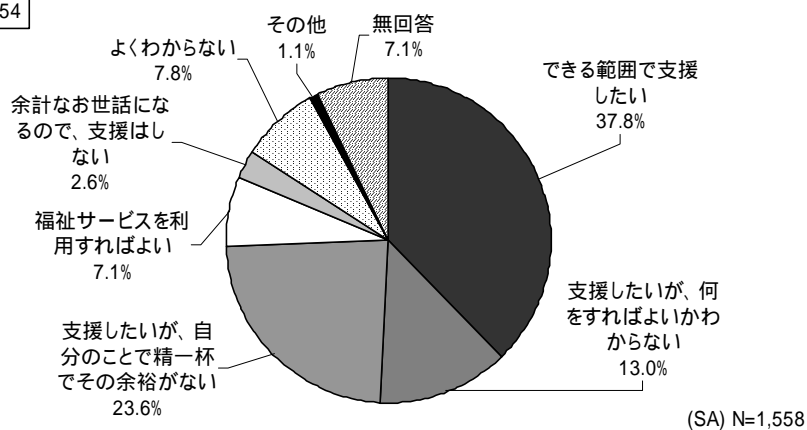
問 53 困っている人を見かけたとき、手助けをしていますか。(1つだけ)

問53



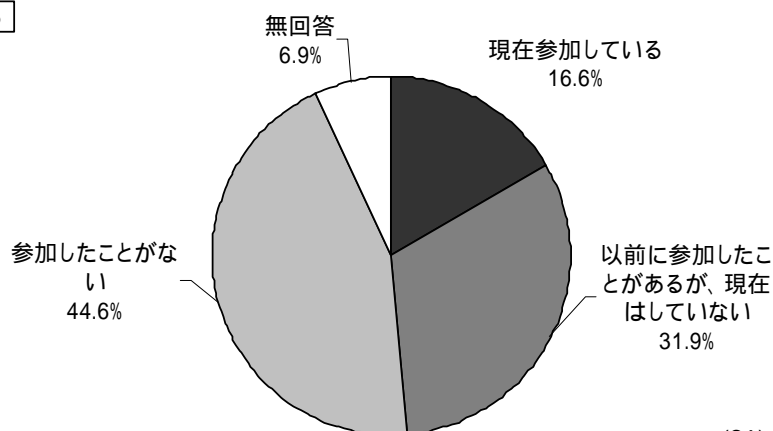
問 54 あなたのご近所で高齢者や障害のある人、子育てなどで困っている世帯に対する支援について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(1つだけ)

問54



問 55 あなたは、今までボランティア活動に参加したことがありますか。
 (1つだけ)

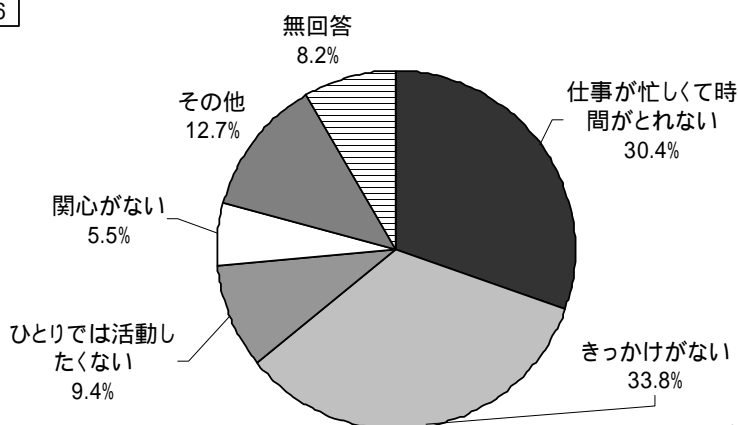
問55



(SA) N=1,558

問 56 問 55 で「 2 以前に参加したことがあるが、現在はしていない」「 3 参加したことがない」と回答された方にお聞きします。活動が難しい原因は何だと考えますか。(1つだけ)

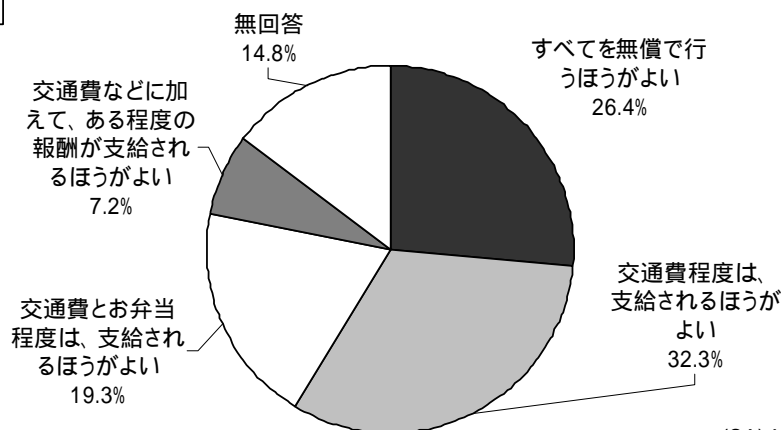
問56



(SA) N=1,192

問 57 ボランティア活動のあり方について、あなたの考えがもっとも近いものを選んでください。(1つだけ)

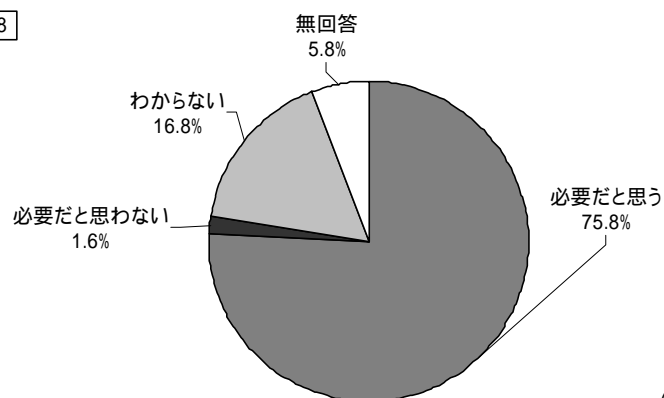
問57



(SA) N=1,558

問 58 あなたは、地域でおきるさまざまな生活課題について、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。(1つだけ)

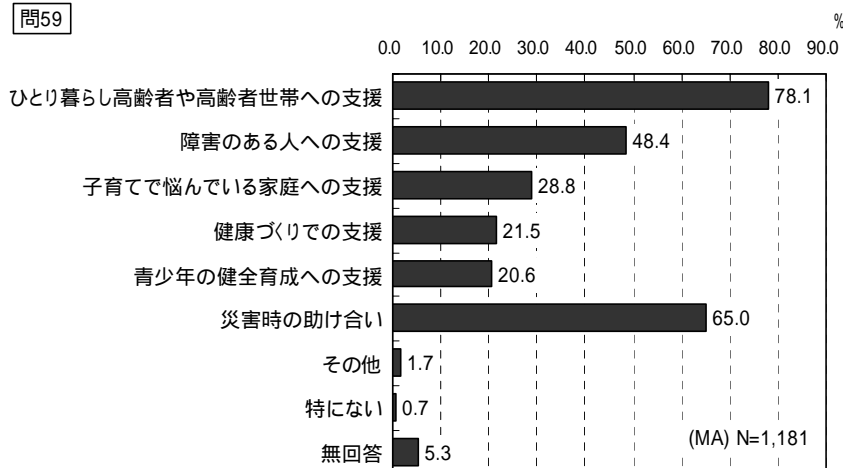
問58



(SA) N=1,558

問 59 問 58 で「1 必要だと思う」と回答された方にお聞きします。地域の人たちが特に取り組んでいくことが必要な課題はどのようなことだと思いますか。(はいくつでも)

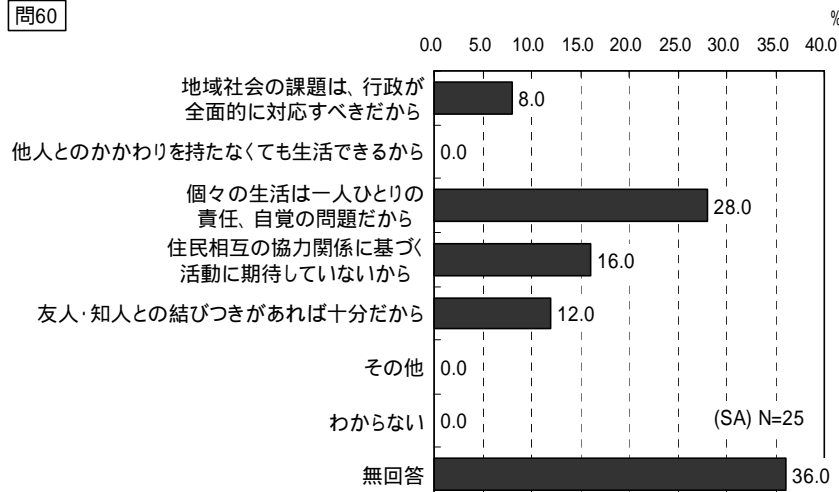
問59



(MA) N=1,181

問 60 問 58 で「2 必要だと思わない」と回答された方にお聞きします。地域住民相互の協力が必要だと思わない理由は何ですか。(1つだけ)

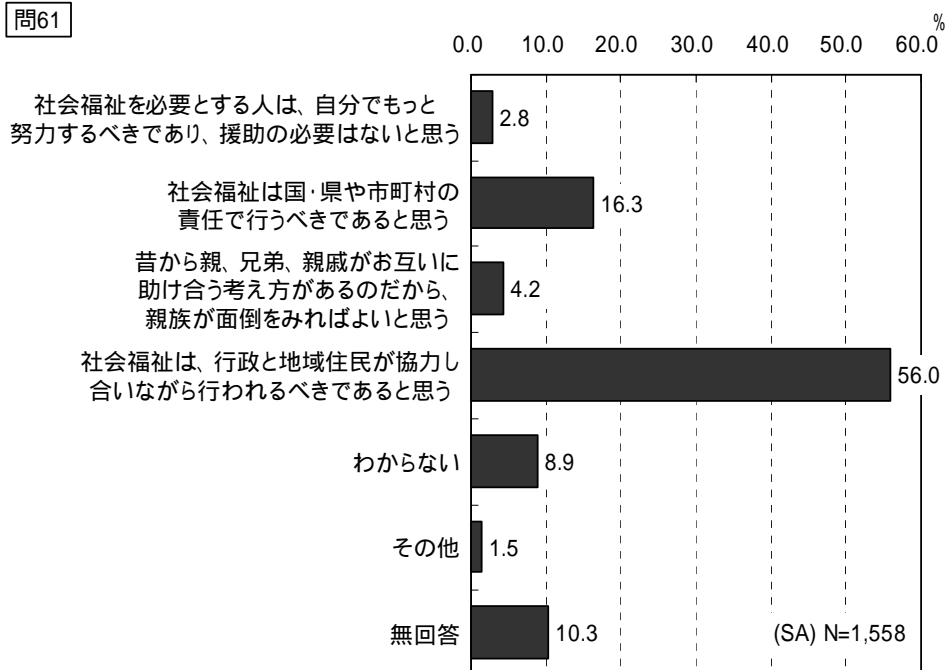
問60



(SA) N=25

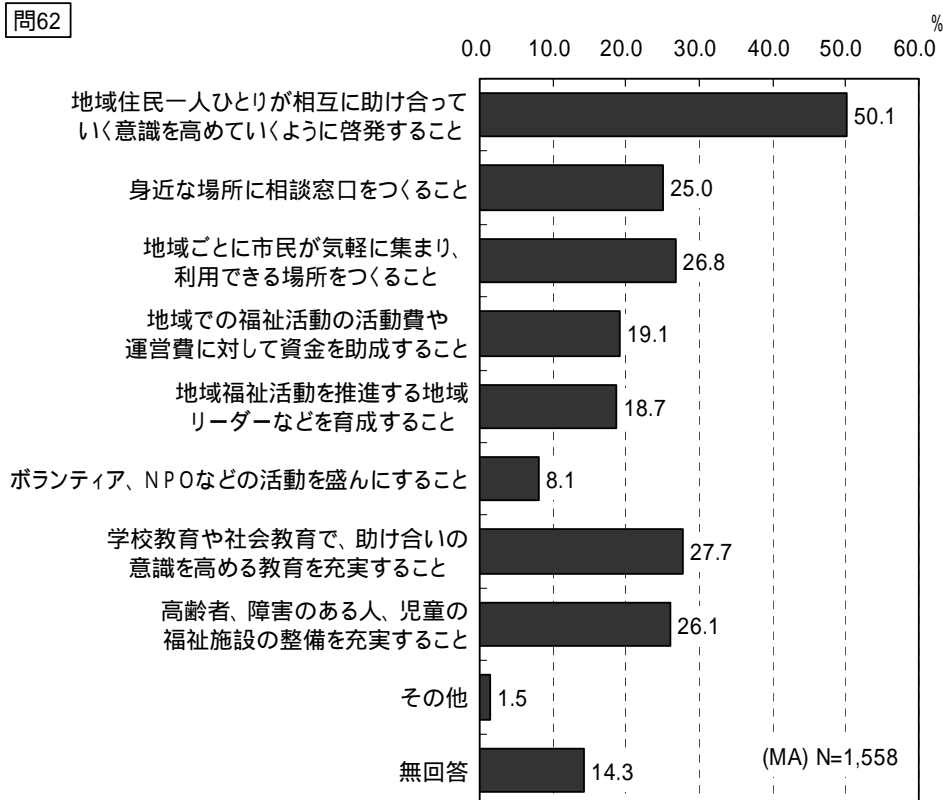
問 61 社会福祉のあり方について、あなたの考え方にもっとも近いものを選んでください。(1つだけ)

問61



問 62 地域福祉を推進するために、今後、何が必要だと思えますか。(は3つまで)

問62



平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は市民福祉部調整室において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

5

浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成18年4月1日～平成20年3月31日)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	島田 康夫	会長
浜田市社会福祉協議会	会長	福重 照正	副会長 平成19年5月31日まで
		小谷 典弘	副会長 平成19年6月1日から
島根県立大学	准教授	川中 淳子	
リハビリテーション学院 島根	事務長	林 邦雄	
那賀郡医師会	会長	大屋 敏郎	
浜田歯科医師会	会長	草野 和茂	
浜田市薬剤師会	会長	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	日野 理彦	
浜田市民生児童委員協議会	会長	岡田 繁	
浜田市保育連盟	会長	竺川 紹隆	
障害者団体	代表	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	会長	中辻 一馬	
浜田保健所	所長	谷口 栄作	
浜田警察署	署長	岩田 晴雄	
浜田児童相談所	所長	小村 俊美	平成19年3月31日まで
		石橋 昌彦	平成19年4月1日から
浜田市校長会	会長	宇津 豊	平成19年3月31日まで
		福間 良治	平成19年4月1日から
浜田自治区地域協議会	会長	亀谷 利幸	
金城自治区地域協議会	会長	河西 堅	
旭自治区地域協議会	会長	小林 國雄	
弥栄自治区地域協議会	会長	西田 博光	平成19年11月20日まで
		小松原 茂	平成19年11月21日から
三隅自治区地域協議会	会長	三浦 一夫	

6

地域福祉専門部会委員名簿

(平成18年12月26日～平成20年3月31日)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市連合自治協議会	会長	亀谷 利幸	部会長
浜田市高齢者クラブ連合会	副会長	布田 稔	副部会長
	副会長	肥塚 由美子	
浜田市身体障害者福祉協会	事務局長	津野 章	
社会福祉法人いわみ福祉会	知的障害者通所授産施設 くわの木&あゆみ施設長	石井 信孝	
浜田女性ネットワーク	理事	佐々木 千歳	
	理事	吉岡 静江	
浜田市民生児童委員協議会	理事	岡本 誠史	
浜田のまちの縁側	代表	栗栖 真理	
特定非営利活動法人 弥栄発生活リハビリネット	代表	岩田 芳江	
特定非営利活動法人 はとぼっぼ	相談員	棧 敷 学	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	三浦 聖二	
浜田市教育委員会生涯学習課	生涯学習係長	河上 やすえ	

市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち
浜田市地域福祉計画

発行年月 / 平成 20 年 3 月

発 行 / 島根県浜田市

編 集 / 浜田市 市民福祉部 地域福祉課

〒697 - 8501 島根県浜田市殿町 1 番地

TEL : (0855) 22 - 2612 (代表) FAX : (0855) 23 - 3428

策定協力 / (株) ジャパンインターナショナル総合研究所